

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して
～全ての子供たちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，
協働的な学びの実現～（中間まとめ）

令和 2 年 1 0 月 7 日

中央教育審議会初等中等教育分科会

目次

第Ⅰ部 総論

1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力.....	1
2. 日本型学校教育の成り立ちと成果，直面する課題と新たな動きについて.....	3
(1) 日本型学校教育の成り立ちと成果.....	3
(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じて再認識された学校の役割.....	4
(3) 変化する社会の中で我が国の学校教育が直面している課題.....	5
(4) 新たな動き	11
3. 2020 年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿	13
(1) 子供の学び	14
(2) 教職員の姿	17
(3) 子供の学びや教職員を支える環境.....	17
4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性.....	18
(1) 学校教育の質と多様性，包摂性を高め，教育の機会均等を実現する	19
(2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する.....	20
(3) これまでの実践と ICT との最適な組合せを実現する	21
(4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる	22
(5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する	23
(6) 社会構造の変化の中で，持続的で魅力ある学校教育を実現する	24

第Ⅱ部 各論（【】内には第Ⅰ部 総論 4. の今後の方向性に主に関連がある番号を記載）

1. 幼児教育の質の向上について【今後の方向性（1），（2），（5）】	25
(1) 基本的な考え方	25
(2) 幼児教育の内容・方法の改善・充実.....	25
(3) 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上	27
(4) 幼児教育の質の評価の促進	28

(5) 家庭・地域における幼児教育の支援.....	28
(6) 幼児教育を推進するための体制の構築等	29
(7) 新型コロナウイルス感染症への対応.....	30
2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について【今後の方向性(1), (2), (3), (4)】	30
(1) 基本的な考え方	30
(2) 教育課程の在り方	31
(3) 義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方.....	35
(4) 義務教育を全ての児童生徒等を実質的に保障するための方策.....	37
(5) 生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質・能力を育成するための方 策.....	38
(6) いじめの重大事態, 虐待事案等に適切に対応するための方策.....	38
3. 新時代に対応した高等学校教育の在り方について【今後の方向性(1), (2), (3), (4)】	39
(1) 基本的な考え方	39
(2) 高校生の学習意欲を喚起し, 能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色 化・魅力化	40
(3) 定時制・通信制課程における多様な学習ニーズへの対応と質保証	43
(4) STEAM 教育等の教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成.....	44
4. 新時代の特別支援教育の在り方について【今後の方向性(1), (2)】	46
(1) 基本的な考え方	46
(2) 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化.....	47
(3) 特別支援教育を担う教師の専門性向上	50
(4) 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実	52
5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について【今後の方向性(1), (2)】	53
(1) 基本的な考え方	53
(2) 指導体制の確保・充実.....	53

(3) 教師等の指導力の向上, 支援環境の改善	55
(4) 就学状況の把握, 就学促進	56
(5) 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実	57
(6) 異文化理解, 母語・母文化支援, 幼児に対する支援	57
6. 遠隔・オンライン教育を含む ICT を活用した学びの在り方について【今後の方向性 (1), (2), (3), (4), (5)】	58
(1) 基本的な考え方	58
(2) ICT の活用や, 対面指導と遠隔・オンライン教育とのハイブリッド化による指導の 充	59
(3) 特例的な措置や実証的な取組等	62
7. 新時代の学びを支える環境整備について【今後の方向性 (3), (5)】	63
(1) 基本的な考え方	63
(2) 新時代の学びを支える教室環境等の整備	63
(3) 新時代の学びを支える指導体制等の計画的な整備	63
(4) 学校健康診断の電子化と生涯にわたる健康の保持増進への活用	64
8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について【今後の方向性 (2), (3), (6)】	64
(1) 基本的な考え方	64
(2) 児童生徒の減少による学校規模の小規模化を踏まえた学校運営	65
(3) 地域の実態に応じた公的ストックの最適化の観点からの施設整備の促進	66
9. Society5.0 時代における教師及び教員組織の在り方について【今後の方向性 (1), (2), (3), (6)】	67
(1) 基本的な考え方	67
(2) 教師の ICT 活用指導力の向上方策	68
(3) 多様な知識・経験を有する外部人材による教員組織の構成等	69
(4) 教員免許更新制の実質化について	71
(5) 教師の人材確保	71

第Ⅰ部 総論

1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

- 人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代が到来しつつあり、社会の在り方そのものがこれまでとは「非連続」と言えるほど劇的に変わる状況が生じつつある。

また、学習指導要領の改訂に関する平成 28（2016）年の中央教育審議会答申においても、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきたことが指摘¹されたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、その指摘が現実のものとなっている。

- このように急激に変化する時代の中で、我が国の学校教育には、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている。

- この資質・能力とは、具体的にはどのようなものであろうか。中央教育審議会では、前述の答申において、社会の変化にいかに対処していくかという受け身の観点に立つのであれば難しい時代になる可能性を指摘したうえで、変化を前向きに受け止め、社会や人生、生活を、人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにする必要性等を指摘した。とりわけ、その審議の際に AI の専門家も交えて議論を行った結果、次代を切り拓く子供たちに求められる資質・能力としては、文章の意味を正確に理解する読解力、教科等固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力などが挙げられた。

また、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、困難を乗り越え、ものごとを成し遂げる力、公共の精神の育成等を図るとともに、子供の頃から各教育段階に応じて体力の向上、健康の確保を図ることなどは、どのような時代であっても変わらず重要である。

- 国際的な動向を見ると、国際連合が平成 27（2015）年に設定した持続可能な開発目標（SDGs）²などを踏まえ、自然環境や資源の有限性、貧困、イノベーションなど、地域や地球規模の諸課題について、子供一人一人が自らの課題として考え、持続可能な社会づ

¹ 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成 28（2016）年 12 月 21 日）参照。

² 「持続可能な開発目標（SDGs）」とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている 2030 年を期限とする開発目標のこと。

くりにつなげていく力を育むことが求められている。また、経済協力開発機構（OECD）では子供たちが 2030 年以降も活躍するために必要な資質・能力について検討を行い、令和元（2019）年 5 月に“Learning Compass 2030”を発表しているが、この中で子供たちがウェルビーイング（Well-being）³を実現していくために自ら主体的に目標を設定し、振り返りながら、責任ある行動がとれる力を身に付けることの重要性が指摘されている。

- これらの資質・能力を育むためには、新学習指導要領の着実な実施が重要である。このことを前提とし、今後の社会状況の変化を見据え、初等中等教育の現状及び課題を踏まえながら新しい時代の学校教育の在り方について中央教育審議会において審議を重ねている最中、世界は新型コロナウイルス感染症の感染拡大という危機的な事態に直面した。感染状況がどうなるのかという予測が極めて困難な中、学校教育を含む社会経済活動の在り方をどうすべきか、私たちはどう行動すべきか、確信を持った答えは誰も見いだせない状況が我が国のみならず世界中で続いている。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う甚大な影響は、私たちの生命や生活のみならず、社会、経済、私たちの行動・意識・価値観にまで多方面に波及しつつある。この影響は広範で長期にわたるため、感染収束後の「ポストコロナ」の世界は、新たな世界、いわゆる「ニューノーマル」に移行していくことが求められる。

- 「予測困難な時代」であり、新型コロナウイルス感染症により一層先行き不透明となる中、私たち一人一人、そして社会全体が、答えのない問いにどう立ち向かうのかが問われている。目の前の事象から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出すことなど、まさに新学習指導要領で育成を目指す資質・能力が一層強く求められていると言えよう。

- また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、例えばテレワーク、遠隔診療のように、世の中全体にデジタル化、オンライン化を大きく促進している。学校教育もその例外ではなく、学びを保障する手段としての遠隔・オンライン教育⁴に大きな注目が集まっている。ビッグデータの活用等を含め、社会全体のデジタルトランスフォーメーション

³ OECD は「PISA2015 年調査国際結果報告書」において、ウェルビーイング（Well-being）を「生徒が幸福で充実した人生を送るために必要な、心理的、認知的、社会的、身体的な働き（functioning）と潜在能力（capabilities）である」と定義している。

⁴ 遠隔・オンライン教育等の定義については、以下のとおり。

- ① 「遠隔・オンライン教育」とは、遠隔システムを用いて、同時双方向で学校同士をつないだ合同授業の実施や、専門家等の活用などを行うことを指す。また、授業の一部や家庭学習等において学びをより効果的にする動画等の素材を活用することを指す（文部科学省「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」（令和元（2019）年 6 月））。
- ② 「遠隔教育」とは、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育のことを指す（遠隔教育の推進に向けたタスクフォース「遠隔教育の推進に向けた施策方針」（平成 30（2018）年 9 月））。
- ③ 「遠隔授業」とは、遠隔教育のうち授業で遠隔システムを使うものを指す（合同授業型、教師支援型、教科・科目充実型のいずれかの類型）（遠隔教育の推進に向けたタスクフォース「遠隔教育の推進に向けた施策方針」（平成 30（2018）年 9 月））。

⁵加速の必要性が叫ばれる中、これからの学校教育を支える基盤的なツールとして、ICTはもはや必要不可欠なものであることを前提として、学校教育の在り方を検討していくことが必要である。

2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

- 新しい時代の学校教育の在り方を検討するに当たっては、まず、我が国の学校教育の現状を踏まえることが必要である。このため、日本型学校教育と言われる我が国の学校教育の成果、そして変化する時代の中で直面する課題について整理することとしたい。

(1) 日本型学校教育の成り立ちと成果

- 明治5（1872）年の「学制」公布以降、義務教育制度の草創期は、就学率も低く、年齢も知識の習得状況も相当差がある状況であった。そういった状況下で、共通の学習内容も読み書き計算など最低限なものとなり、等級制、すなわち進級における徹底した課程主義が取られていた。明治23（1890）年前後に知・徳・体を一体で育む形でカリキュラムの内容が拡張・体系化され、学校の共同体としての性格が強まった。また、留年や中途退学の多発等により、進級した子と落第した子が入り混じった不安定な児童集団が構成されるなどの課題も浮き彫りとなり、学級集団としての学級が成立し、20世紀初頭以降、就学率の上昇とともに学年学級制（年齢主義）が一般化した。
- 戦後は、憲法および教育基本法の理念の下、学校教育法により、義務教育期間の9年制や小学校、中学校、高等学校等の今日まで続く学校教育制度の基本が形成されるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「義務教育標準法」という。）、義務教育費国庫負担法、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律などにより、教育機会の均等と教育水準の維持・向上の基盤となる制度が構築された。これにより、質の高い学校教育を全国どこでも提供することが可能となり、国民の教育水準が向上し、我が国の社会発展の原動力となった。
- こうした制度の下、学校が学習指導のみならず、生徒指導等の面でも主要な役割を担い、様々な場面を通じて、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は、全ての子供たちに一定水準の教育を保障する平等性の面、全人教育という面、卓越性という面などについて諸外国から高く評価されている。
- 例えば、OECDによる我が国の教育政策レビューによれば、国際的に比較して、日本の

⁵ デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation：DX）とは、将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変すること。

児童生徒及び成人は、OECD 各国の中でもトップクラスの成績であり、日本の教育が成功を収めている要素として、子供たちに対し、学校給食や課外活動などの広範囲にわたる全人的な教育を提供している点が指摘されている⁶。

○ また、文部科学省が全国の小・中学校において毎年実施している全国学力・学習状況調査においても、成績下位の都道府県の平均正答率と全国の平均正答率との差が縮小するなどの全体的な底上げも確実に進んでいる⁷。

○ 同じく全国学力・学習状況調査において、「人の役に立つ人間になりたいと思うか」、「学校のきまり（規則）を守っているか」などの規範意識に関する質問に肯定的に回答した児童生徒の割合は9割程度と高い水準になっている⁸。震災の際、略奪や暴動もなく、支援物資をもらうために混乱なく並ぶ姿を世界が賞賛したという事例にも表れるように、国際的に比較して、日本人は礼儀正しく、勤勉で、道徳心が高いと考えられており⁹、また、我が国の治安の良さは世界有数である¹⁰。これは、全人格的な陶冶、社会性の涵養を目指す日本型学校教育の成果であると評価することができる。

（２）新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じて再認識された学校の役割

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国的に学校の臨時休業措置が取られ、地域によっては約3カ月もの長期にわたって子供たちが学校に通えない状況が生じた¹¹。この前例のない状況の中で、全国の学校現場の教職員、教育委員会や学校法人

⁶ OECD（経済協力開発機構）「Education Policy Review of Japan」（平成30（2018）年7月27日）及び OECD（経済協力開発機構）「国際成人力調査（Programme for the International Assessment of Adult Competencies：PIAAC）」（平成25（2013）年10月8日）

⁷ 文部科学省・国立教育政策研究所「平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査 報告書」

⁸ 「平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査」の児童生徒質問紙調査において、「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」という質問に対して「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と回答した小学6年生の割合は95.2%、中学3年生の割合は94.4%、「学校のきまり〔規則〕を守っていますか」という質問に対して「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と回答した小学6年生の割合は92.4%、中学3年生の割合は96.1%だった（文部科学省・国立教育政策研究所「平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査 報告書」）。

⁹ 統計数理研究所「日本人の国民性調査（第13次調査）」（平成27（2015）年2月）によると、日本人の長所として挙げられるものを具体的な10個の性質の中からいくつでも選んでもらったところ、「勤勉」、「礼儀正しい」、「親切」を挙げる人が7割を超えた。

¹⁰ 法務省「令和元年度版犯罪白書」によると、日本における殺人、強盗、窃盗等の発生件数・発生率は、フランス、ドイツ、英国、米国に比して最も低い。

¹¹ 令和2（2020）年2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示された。このことを受け、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校及び高等課程を置く専修学校の設置者に対して、令和2（2020）年3月2日から春季休業の開始日までの間、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に基づく臨時休業が要請された（令和2年2月28日元文科初第1585号「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」）。その結果、令和2（2020）年3月16日時点で、

などの教育関係者におかれては、子供たちの学習機会の保障や心のケアなどに力を尽くしていただいた。

- 一方、当たり前のように存在していた学校に通えない状況が続いた中で、子供たちや各家庭の日常において学校がどれだけ大きな存在であったのかということが、改めて浮き彫りになった。「勉強が遅れることが不安」「部活を頑張りたいのに」「友達に会いたい」という子供たちの声が日本中に溢れた。また、家庭の社会経済文化的背景(Economic, Social and Cultural Status : ESCS)に格差がある中で、子供たちの学力格差が拡大するのではないかという指摘や、家庭における児童虐待の増加に関する懸念もある。学校という子供の居場所が無いことで、多くの保護者が就労面で課題を抱えるとともに、子育てに関する負担が増大し、大きなストレスを抱えるようになったという指摘もある。さらに、学校の臨時休業が続いた影響により、学校再開後の登校を躊躇する子供もいるのではないかという指摘もある。
- こうした学校の臨時休業に伴う問題や懸念が生じたことにより、学校は、学習機会と学力を保障するという役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や、人と安全・安心につながることができる居場所・セーフティネットとして身体的、精神的な健康を保障するという福祉的な役割をも担っていることが再認識された。特に、全人格的な発達・成長の保障、居場所・セーフティネットとしての福祉的な役割は、日本型学校教育の強みであることに留意する必要がある。
- なお、臨時休業からの学校再開後には、限られた時間の中で学校における学習活動を重点化する必要が生じたが、そのような中でもまず求められたのは、学級づくりの取組や、感染症対策を講じた上で学校行事を行うための工夫など、学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことを踏まえ教育活動を進めていくことであり、これらの活動を含め、感染症対策を講じながら最大限子供たちの健やかな学びを保障できるよう、学校の授業における学習活動の重点化や次年度以降を見通した教育課程編成といった特例的な対応がとられた¹²。このように我が国の学校に特徴的な特別活動が、子供たちの円滑な学校への復帰や、全人格的な発達・成長につながる側面が注目された。

(3) 変化する社会の中で我が国の学校教育が直面している課題

- 我が国の 150 年に及ぶ教科教育等に関する蓄積を支えてきた高い意欲や能力をもった教師やそれを支える職員の力により、日本型学校教育が上述のような高い成果を挙げ、また現代社会において不可欠な役割を学校が担うようになっている一方で、社会構造の変化の中で、課題が生じていることも事実である。

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の、公立 98.9%、国立 100%、私立 97.8%が臨時休業を実施した。

¹² 「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）」（令和 2（2020）年 5 月 15 日 2 文科初第 265 号）参照。

①社会構造の変化と日本型学校教育

- 高度経済成長期以降、義務教育に加えて、高等学校教育や高等教育も拡大し大衆化する中で、一定水準の学歴のみならず、「より高く、より良く、より早く」といった教育の質への私的・社会的要求が高まるようになった。このような中で、学校外にも広がる保護者の教育熱に応える民間サービスが拡大するとともに、経済格差や教育機会の差を背景に持った学力差が顕在化した。経済至上主義的価値観の拡大の中で学校をサービス機関としてみる見方も強まっているという指摘もある。
- 我が国の教師は、子供たちの主体的な学びや、学級やグループの中での協働的な学びを展開することによって、自立した個人の育成に尽力してきた。その一方で、我が国の経済発展を支えるために、「みんなと同じことができる」「言われたことを言われたとおりにはできる」上質で均質な労働者の育成が高度経済成長期までの社会の要請として学校教育に求められてきた中で、「正解（知識）の暗記」の比重が大きくなり、「自ら課題を見つけ、それを解決する力」を育成するため、他者と協働し、自ら考えぬく学びが十分なされていないのではないかという指摘もある。
- 学習指導要領ではこれまで、「個人差に留意して指導し、それぞれの児童（生徒）の個性や能力をできるだけ伸ばすようにすること」（昭和 33 年学習指導要領）、「個性を生かす教育の充実」（平成元年学習指導要領等）等の規定がなされてきた。
その一方で、学校では「みんなと同じことを、同じように」を過度に要求する面が見られ、学校生活においても「同調圧力」を感じる子供が増えていったという指摘もある。社会の多様化が進み、画一的・同調主義的な学校文化が顕在化しやすくなった面もあるが、このことが結果としていじめなどの問題や生きづらさをもたらし、非合理的な精神論や努力主義、詰め込み教育等との間で負の循環が生じかねないということや、保護者や教師も同調圧力の下にあるという指摘もある。
- また、都市化や過疎化等により地域の社会関係資本が失われ家庭や地域の教育力が低下する中で、本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられるようになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担を増大させてきた¹³。

②今日の学校教育が直面している課題

- 現在の学校現場は以下に挙げるような様々な課題に直面している。日本型学校教育が、世界に誇るべき成果を挙げてくることができたのは、子供たちの学びに対する意

¹³ 中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成 31（2019）年 1 月 25 日）参照。

欲や関心、学習習慣等によるものだけでなく、子供のためであればと頑張る教師の献身的な努力によるものである。教育は人なりと言われるように、我が国の将来を担う子供たちの教育は教師にかかっている。しかしながら、学校の役割が過度に拡大していくとともに、直面する様々な課題に対応するため、教師は教育に携わる喜びを持ちつつも疲弊しており、国において抜本的な対応を行うことなく日本型学校教育を維持していくことは困難であると言わざるを得ない。

（子供たちの多様化）

- 特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒は増加し続けており¹⁴、小・中・高等学校の通常の学級においても、通級による指導を受けている児童生徒が増加する¹⁵とともに、さらに小・中学校の通常の学級に 6.5%程度の割合で発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒（知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面での著しい困難を示す児童生徒）が在籍しているという推計もなされている。

また、特別支援学校に在籍する子供たちの約 3 割弱は、複数の障害を併せ有しており、視覚と聴覚の双方に障害のある「盲ろう」の子供たちもいる¹⁶。

さらに、特定分野に特異な才能を持つ児童生徒¹⁷の存在も指摘されている。

- さらに、学校に在籍する外国人児童生徒に加え、日本国籍ではあるが、日本語指導を必要とする児童生徒も増加しており、日本語指導が必要な児童生徒（外国籍・日本国籍含む。）は 5 万人を超え、10 年前の 1.5 倍に相当する人数となっている¹⁸。また、約 2 万人の外国人の子供が就学していない可能性がある、又は就学状況が確認できていない状況にあるという実態が示されている¹⁹。こうした中、平成 31（2019）年 4 月から、新たな在留資格「特定技能」が創設されたことにより、今後、更なる在留外国人の増加が予想されている。

¹⁴ 文部科学省「学校基本調査」によると、特別支援学級に在籍する児童生徒の数は、平成 25（2013）年度には小学校 120,906 人、中学校 53,975 人となっており、令和元（2019）年度には小学校 199,564 人、中学校 77,112 人となっており、増加傾向にある。

¹⁵ 文部科学省「学校基本調査」及び「通級による指導実施状況調査」によると、通級による指導を受ける児童生徒の数は、平成 25（2013）年度には小学校 70,924 人、中学校 6,958 人、平成 30（2018）年の高等学校 508 人となっており、令和元（2019）年度には小学校 116,633 人、中学校 16,765 人、高等学校 787 人となっており、増加傾向にある。

¹⁶ 文部科学省「令和元年度学校基本調査」によると、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒のうち、25.7%は複数の障害を併せ有している。

¹⁷ 特定分野に特異な才能を持つ児童生徒については、本文 33p 参照。

¹⁸ 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成 30 年度）」によると、平成 30（2018）年度の日本語指導が必要な児童生徒数は 51,126 人となっている。

¹⁹ 文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査」（令和 2（2020）年 3 月）によると、令和元年 5 月 1 日時点で就学していない可能性がある、又は就学状況が確認できていない状況にある外国人の子供の数は 19,471 人となっている。

○ 加えて、我が国の 18 歳未満の子供の相対的貧困²⁰率は 13.5%であり、7 人に 1 人の子供が相対的貧困状態にあるとされる²¹。毎日の衣食住に事欠く「絶対的貧困」とは異なるものの、経済的困窮を背景に教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、様々な面で不利な状況に置かれてしまう傾向にあると言われている。

○ 様々な生徒指導上の課題も生じている。平成 30（2018）年度の小・中・高等学校におけるいじめの認知件数や重大事態の発生件数、暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数はいずれも増加傾向にあり、過去最多となっている²²。加えて、平成 30（2018）年の小・中・高等学校における児童生徒の自殺者数も減少するに至っていない²³。いじめの認知件数の増加は、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っているとも評価できるが、特に、いじめの重大事態の発生件数や児童生徒の自殺者数の増加は、憂慮すべき状況である。また、児童相談所における児童虐待相談対応件数についても増加傾向にある²⁴。

○ このような中で、学校は、全ての子供たちが安心して楽しく通える魅力ある環境であることや、これまで以上に福祉的な役割や子供たちの居場所としての機能を担うことが求められている。家庭の社会経済的な背景や、障害の状態や特性及び心身の発達の段階、学習や生活の基盤となる日本語の能力、一人一人のキャリア形成など、子供の発達や学習を取り巻く個別の教育的ニーズを把握し、様々な課題を乗り越え、一人一人の可能性を伸ばしていくことが課題となっている。

（生徒の学習意欲の低下）

○ 文部科学省・厚生労働省「21 世紀出生児縦断調査（平成 13 年出生児）」によると、「楽しいと思える授業がたくさんある」という質問に対して、「とてもそう思う」「まあそう思う」と回答した割合は、第 13 回調査（中学 1 年生時点）では 74.8%、第 15 回調査（中学 3 年生時点）では 69.2%となっているが、これに対して、第 16 回調査（高等学校 1 年生時点）では 66.3%、第 17 回調査（高等学校 2 年生時点）では 56.4%となるなど、全体的な傾向として、特に高等学校において生徒の学校生活等への満足度や学習意欲が低下している。

○ 高等学校への進学率が約 99%²⁵に達し、多様な生徒が在籍する現状を踏まえ、生徒の多様な実情・ニーズに対応して生徒の学習意欲を喚起し、必要な資質・能力を確実に

²⁰ 相対的貧困とは、世帯の所得がその国の等価可処分所得の中央値の半分に満たない状態のこと。

²¹ 厚生労働省「2019 年国民生活基礎調査」

²² 平成 30（2018）年度のいじめの認知件数は 541,257 件、重大事態の発生件数は 598 件、暴力行為の発生件数は 72,940 件、不登校児童生徒数は 217,251 人となっている（文部科学省「平成 30 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」）。

²³ 厚生労働省・警察庁「平成 30 年中における自殺の状況」によると、平成 30（2018）年中の小・中・高等学校における児童生徒の自殺者数は 369 人となっている。

²⁴ 厚生労働省「平成 30 年度福祉行政報告例」

²⁵ 文部科学省「令和元年度学校基本調査」

に身に付けさせ、またその可能性を最大限に伸長するべく、高等学校の特色化・魅力化を推進することが求められている。

（教師の長時間勤務による疲弊）

- その一方で、教師の長時間勤務の状況は深刻であり、特に近年の大量退職・大量採用の影響等により、教師の世代交代が進み若手の教師が増えてきた結果、経験の少なさ等から、中堅・ベテラン教師と比べて勤務時間が長時間化してしまったことや、総授業時数の増加、部活動の時間の増加などにより、平成 28（2016）年度の教員勤務実態調査によると、平均すると小学校では月に約 59 時間、中学校では月に約 81 時間の時間外勤務がなされていると推計されている。
- また、学校における新型コロナウイルス感染症対策のための指導上の工夫や消毒等の対応により、教師の多忙化に更に拍車がかかっているのではないかと懸念する声もある。
- さらに、公立学校教員採用選考試験における採用倍率の低下傾向も続いている。特に、小学校では、平成 12（2000）年度採用選考においては 12.5 倍だった採用倍率が令和元（2019）年度には 2.8 倍となっており、一部の教育委員会では採用倍率が 1 倍台となっている²⁶。採用倍率の低下傾向は、定年退職者数や特別支援学級・通級による指導を受ける児童生徒の増加等に伴う採用者数の増加や民間企業の採用状況等の様々な要因が複合的に関連していると考えられる。
- また、学校へ配置する教師の数に一時的な欠員が生じるいわゆる教師不足も深刻化しており必要な教師の確保に苦慮する例が生じている。教師不足の深刻化は、産休・育休を取得する教師数の増加等に加え、これらにより不足した教師を一時的に補うための講師登録名簿の登載者数の減少等の要因が関連していると考えられる。

（情報化の加速度的な進展に関する対応の遅れ）

- 情報化が加速度的に進む Society5.0 時代において求められる力の育成に関する課題が指摘されている。
- 数学や科学に関するリテラシーは引き続き世界トップレベルである一方、言語能力や情報活用能力、デジタル時代における情報への対応（複数の文書や資料から情報を読み取って根拠を明確にして自分の考えを書くこと、テキストや資料自体の質や信ぴょう性を評価することなど）などの課題がある。また、子供たちのデジタルデバイスの使用について、我が国では、学校よりも家庭が先行し、「遊び」に多く使う一方「学び」には使わない傾向が明らかになった²⁷。

²⁶ 文部科学省「令和元年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

²⁷ 国立教育政策研究所編『生きるための知識と技能 7 OECD 生徒の学習到達度調査（PISA）—2018 年調

- Society5.0 時代を見据えた国家戦略（AI 戦略 2019）において、データサイエンス・AI の基礎となる理数分野の素養や基本的情報知識を全ての高等学校卒業生が習得することを目標に掲げている一方、高等学校の現状をみると、生徒の約 7 割が在籍する普通科においては文系が約 7 割といった実態²⁸があり、多くの生徒は第 2 学年以降、文系・理系に分かれ、例えば、普通科全体のうち「物理」履修者は 2 割といった実態があるなど、特定の教科について十分に学習しない傾向にあると指摘されている²⁹。

（少子高齢化、人口減少の影響）

- 我が国では、少子高齢化が急速に進展した結果、平成 20（2008）年をピークに総人口が減少に転じている³⁰。
- こうした少子高齢化、人口減少という我が国の人口構造の変化は、世界でまだどの国も経験をしたことのないものであり、我が国の学校教育制度の根幹に影響を与え、また、先に述べた採用倍率にも影響を及ぼしている。少子化の進展により小学校と中学校が 1 つずつしかないという市町村が 233 団体（13.3%）、公立高等学校の立地が 0 ないし 1 である市町村は 1,088 団体（62.5%）という現状²⁵も踏まえ、学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性が生じている。

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大により浮き彫りとなった課題）

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休業措置が長期にわたって実施される中で、全国の学校現場は、電子メール、ホームページ、電話、郵便等のあらゆる手段を活用して子供たちや保護者とつながることによる心のケアや、また、教科書や紙の教材、テレビ放送、動画の活用等により、子供たちの学習機会の保障などに取り組んだ³¹。
- しかしながら、公立学校の設置者を対象とした文部科学省の調査³¹では、ICT 環境の整備が十分でないこと等により、このような状況で学びの保障の有効な手段の一つとなり得る「同時双方向型のオンライン指導」の実施状況は、公立学校の設置者単位

査国際結果報告書』（令和元（2019）年 12 月 9 日）

²⁸ 国立教育政策研究所「中学校・高等学校における理系進路選択に関する調査研究最終報告書」（平成 25（2013）年 3 月）

²⁹ Scociety5.0 に向けた人材育成にかかる大臣懇談会・新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する省内タスクフォース「Society5.0 に向けた人材育成～社会が変わる、学びが変わる～」（平成 30（2018）年 6 月 5 日）

³⁰ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」の中位推計（出生中位・死亡中位）の結果に基づけば、令和 35（2053）年には日本の総人口は 1 億人を下回ることが予測されている。また、15 歳から 64 歳の生産年齢人口は平成 29（2017）年の 7,596 万人（総人口に占める割合は 60.0%）が令和 22（2040）年には 5,978 万人（53.9%）に減少すると推計されている。

³¹ 文部科学省「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公立学校における学習指導等に関する状況について（令和 2（2020）年 6 月 23 日時点）」参照。

で15%に留まっている。また、学校の臨時休業中、子供たちは、学校や教師からの指示・発信がないと、「何をして良いか分からず」学びを止めてしまうという実態が見られたことから、これまでの学校教育では、自立した学習者を十分育てられていなかったのではないかという指摘もある。

- 新型コロナウイルス感染症の感染収束が見通せない中であって、各学校は、感染防止策を講じながらの学校教育活動の実施に努めている。一方、公立小中学校の普通教室の平均面積は64㎡³²であり、一クラス当たりの人数が多い学校では、クラス全員で一斉に授業を行おうとすれば、感染症予防のために児童生徒間の十分な距離を確保することが困難な状況も生じている。新型コロナウイルス感染症が収束した後であっても、今後起こり得る新たな感染症に備えるために、教室環境や指導体制等の整備を行うことが必要であるとともに、学校においては平常時から児童生徒や教師がICTを積極的に活用するなど、非常時における子供たちの学習機会の保障に向けた主体的な取組が求められる。

（４）新たな動き

- こうした多くの課題がある中、令和時代の始まりとともに、「新学習指導要領の全面实施」、「学校における働き方改革」、「GIGAスクール構想」という、我が国の学校教育にとって極めて重要な取組が大きく進展しつつある。国においては、こうした動きを加速・充実しながら、新しい時代の学校教育を実現していくことが必要である。

①新学習指導要領の全面实施

- 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28（2016）年12月21日中央教育審議会）に基づき、平成29（2017）年に新しい幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、平成30（2018）年に新しい高等学校学習指導要領、平成31（2019）年に新しい特別支援学校高等部学習指導要領が公示され、幼稚園は令和元（2019）年度、小学校等は令和2（2020）年度、中学校等は令和3（2021）年度から全面实施され、高等学校等は令和4（2022）年度から年次進行で実施されることとなっている。
- 社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきたといった時代背景を踏まえたうえで、新しい学習指導要領では資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に整理した上で、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、学校教育を学

³² 文部科学省「公立学校施設の実態調査」（令和元（2019）年度）に基づき算出。

校内に閉じず、地域の人的・物的資源も活用し、社会との連携及び協働によりその実現を図る「社会に開かれた教育課程」を重視するとともに、学校全体で児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的・目標の実現に必要な教育内容等の教科等横断的な視点での組立て、実施状況の評価と改善、必要な人的・物的体制の確保などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」の確立を図ることとしている。また、各教科等の指導に当たっては、資質・能力が偏りなく育成されるよう、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこととしている。

②学校における働き方改革の推進

- 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成 31（2019）年 1 月 25 日 中央教育審議会）に基づき、文部科学省では、学校における働き方改革を強力に推進するため、文部科学大臣を本部長とする「学校における働き方改革推進本部」を設置し、文部科学省が今後取り組むべき事項について工程表を作成し、勤務時間管理の徹底や学校及び教師が担う業務の明確化・適正化、教職員定数の改善充実、専門スタッフや外部人材の配置拡充など、学校における働き方改革の推進に取り組んでいる。
- 令和元（2019）年の臨時国会において、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を「指針」に格上げすること等を内容とする「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 72 号）が令和元（2019）年 12 月 4 日に成立し、同月 11 日に公布され、各地方公共団体においては、同法改正等を踏まえ、条例や教育委員会規則等の整備を進めている。学校における働き方改革を着実に推進していくことにより、教師が子供たちに対して真に必要な教育活動を効果的に行うことができるようになる環境に大きく寄与することが期待される。

③GIGA スクール構想

- 中央教育審議会初等中等教育分科会では、本諮問「新しい時代の初等中等教育の在り方について」を審議する中で、これからの学びを支える ICT や先端技術の効果的な活用方法について特に優先して審議を行い、令和元（2019）年 12 月には「新しい時代の初等中等教育の在り方 論点取りまとめ」を示した。
- このことも踏まえ、令和元（2019）年度補正予算において、児童生徒向けの 1 人 1 台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するための経費が盛り込まれ、GIGA スクール構想を進めていくこととなった。更に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえて編成された令和 2（2020）年度 1 次補正予算では、GIGA スクー

ル構想の加速のための予算が計上された。両補正予算の金額は、文部科学省所管分で総額 4,610 億円に上るものである。

- これにより、令和時代における学校の「スタンダード」として、小学校から高等学校において、学校における高速大容量のネットワーク環境（校内 LAN）の整備を推進するとともに、令和 2（2020）年度中にまでに義務教育段階の全学年の児童生徒 1 人 1 台端末環境の整備を目指し、家庭への持ち帰りを含めて十分に活用できる環境の整備を図ることとなった。
- この GIGA スクール構想の実現により、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても不安なく学習が継続できることを目指すとともに、これまでの実践と ICT の活用を適切に組み合わせることで、これからの学校教育を大きく変化させ、様々な課題を解決し、学びの質を向上させることが期待される。

3. 2020 年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

- 2（3）で挙げた子供たちの多様化、教師の長時間勤務による疲弊、情報化の加速度的な進展、少子高齢化・人口減少、感染症等の直面する課題を乗り越え、1 で述べたように、Society5.0 時代を見据え、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている。
- このためには「我が国の学校教育の在り方を根本から見直さなければならないのか」という疑問が生まれ得るが、そうではない。むしろ、2（1）で述べてきた明治から続く我が国の学校教育の蓄積である「日本型学校教育」の良さを受け継ぎながら更に発展させ、学校における働き方改革と GIGA スクール構想を強力に推進しながら、新学習指導要領を着実に実施することが必要である。
- その際、従来の社会構造の中で行われてきた「正解主義」や「同調圧力」への偏りから脱却し、本来の日本型学校教育の持つ、授業において子供たちの思考を深める「発問」を重視してきたことや、子供たち一人一人の多様性と向き合いながら一つのチーム（目標を共有し活動をともに行う集団）としての学びに高めていく、という強みを最大限に生かしていくことが重要である。
- 誰一人取り残すことのない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、学習指導要領前文において「持続可能な社会の創り手」を求める我が国を含めた世界全体で、SDGs（持続可能な開発目標）に取り組んでいる中で、ツールとしての ICT を基盤としつつ、日本型学校教育を発展させ、2020 年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和

の日本型学校教育」と名付け、まずその姿を以下のとおり描くことで、目指すべき方向性を社会と共有することとしたい。

(1) 子供の学び

- 我が国ではこれまでも、学習指導要領において、児童生徒の興味・関心を生かした自主的、主体的な学習が促されるよう工夫することを求めるなど、「個に応じた指導」が重視されてきた。
- 子供たちの多様化が一層進む中で、全ての子供たちに基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させるためには、ICTも活用して教師の負担を抑えつつ、専門性の高い教師がより支援が必要な児童生徒により重点的な指導を行うことなどにより効果的な指導を実現し、子供たち一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うとともに、子供たちに自ら学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら粘り強く取り組む態度を育成すること、つまり「指導の個別化」が必要である。
- また、基礎的・基本的な知識・技能や言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、専門性の高い教師が個々の子供に応じた学習活動を提供することで、幼児期からの様々な場を通じての体験活動から得た子供たちの興味・関心等に応じ、ICTも活用し、自ら学習を調整するなどしながら、その子供ならではの課題の設定、子供自身による情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行う等、主体的に学習を最適化することを教師が促す「学習の個性化」も重要である。
- 以上の「指導の個別化」と「学習の個性化」を教師視点から整理した概念が「個に応じた指導」であり、学習者視点から整理した概念が「個別最適な学び」と考えられる。
- これからの学校においては「個別最適な学び」を進めるため、児童生徒の実態に応じて、学びに向かう力等の一層の育成を図りつつ、学習内容の確実な定着を図る観点や、その理解を深め、広げる学習を充実させる観点から、カリキュラム・マネジメントの充実・強化を図るとともに、教師が、学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等をICTの活用により蓄積・分析・利活用しつつ、児童生徒の興味・関心や悩みなどを丁寧に見取り、個々の状況を踏まえて指導することや、児童生徒が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を最適化することができるよう促していくことが期待される。この際、配慮すべき事項などを含めて、データの取扱いに関する専門的な検討を進めていくことも必要である。
- また、「個別最適な学び」を進めるためには、ICT利用に加え、これまで以上に、教師のきめ細かい指導や支援といった児童生徒との関わりが重要になるとともに、児童生徒

との関わりの中で、成長やつまずき等を見出していくことが求められる。

- なお、「指導の個別化」による基礎的・基本的な知識・技能等の修得が終わってからでないと、「学習の個性化」が行えないというものではない。各学校段階や発達の段階に応じて、教師の関わりの中で学習者が自ら学習の調整を図る度合を高めていきながら、教科等の特質に応じて「指導の個別化」と「学習の個性化」を適切に組み合わせ、多様な子供たちを誰一人取り残さず、全ての子供たちに必要な資質・能力を育成し、その個性を生かしていくことが重要である。
- また、これまでも「日本型学校教育」において重視されてきた、学校ならではの協働的な学び合いや、地域の方々をはじめ多様な他者と協働して主体的に実社会に関わる課題を解決しようとする探究的な学び、様々な体験活動などを通じ、持続可能な社会の創り手として必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」も重要である。その際、「協働的な学び」においては、集団の学習効率化に重きを置きすぎるおそれもあるが、むしろ集団の中で児童生徒一人一人のよい点や可能性をいかに生かしていくかを考えていくことが大切である。
- 「協働的な学び」は、同一学年・学級はもとより、異学年間の学びや他の学校の子供たちとの学び合いなども含むものである。ICTの活用により空間的・時間的制約を緩和することができるようになることから、「協働的な学び」もまた発展させることができるようになる。同時に、同じ空間で時間をともにすることで感覚を働かせながらお互いに刺激し合うことの重要性も改めて認識する必要がある。人間同士のリアルな関係づくりは社会を形成していくうえで不可欠であり、知・徳・体を一体的に育むためには、教師と児童生徒の関わり合いや児童生徒同士の関わり合い、自分の感覚や行為を通して理解する実習・実験、地域社会での多様な体験活動など、様々な場面でリアルな体験を通じて学ぶことの重要性が、AI技術が高度に発達する Society 5.0 時代にこそ一層高まるものである。
- 個別最適な学びの充実に当たっては、それが孤立した学びに陥らないよう、留意する必要がある。個別最適な学びの成果を協働的な学びに生かし、さらにその成果を個別最適な学びに還元するなど、個別最適な学びと協働的な学びの往還を実現することが必要である。
- したがって、目指すべき学びの在り方を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」とする。
- 以上のことを踏まえ、各学校段階において以下のような学びの姿が実現することを目指す。

①幼児教育

- 幼稚園等の幼児教育が行われる場において、小学校教育との円滑な接続や特別な配慮を必要とする幼児への個別支援、質の評価を通じた PDCA サイクルの構築が図られるなど、質の高い教育が提供され、良好な環境の下、身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で達成感を味わいながら、全ての幼児が健やかに育つことができる。

②義務教育

- 児童生徒一人一人の資質・能力を伸ばすという観点から、教師を支援するツールとして先端技術を有効に活用することなどにより、基礎的・基本的な知識・技能や言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力の確実な育成が行われるとともに、多様な児童生徒一人一人の興味・関心等に応じ、その意欲を高めやりたいことを深められる学びが提供されている。
- 個々の児童生徒の学習状況を教師が一元的に把握できる中で、それに基づき特別な支援が必要な者に対する個別支援が充実され、多様な児童生徒がお互いを理解しながら共に学び、特定分野に特異な才能を持つ児童生徒が、その才能を存分に伸ばせる高度な学びの機会にアクセスすることができる。
- 学校ならではの協働的な学び合いや、多様な他者と協働して主体的に課題を解決しようとする探究的な学び、様々な体験活動、地域の資源を活用した教育活動などを通じ、身近な地域の魅力や課題などを知り、地域の構成員の一人としての意識が育まれている。
- 生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るために必要な資質・能力を育成するとともに、児童生徒の生活や学びにわたる課題（貧困、虐待等）が早期に発見され、外国人児童生徒等の社会的少数者としての課題を有する者を含めた全ての児童生徒が安全・安心に学ぶことができる。

③高等学校教育

- 各高等学校においては、選挙権年齢や成年年齢が 18 歳に引き下げられるなど、生徒が高等学校在学中に、主権者の一人としての自覚を深めることを含め、自立した「大人」として振る舞えるようになることが期待されていることから、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や、地域の課題等についての認識を深め、その解決を社会の構成員の一人として担う等、社会の形成に主体的に参画するために必要な資質・能力を身に付けられるよう、初等中等教育段階最後の教育機関として、高等教育機関や実社会との接続機

能を果たしている。

- そのなかで、各高等学校においては、多様な生徒の興味・関心や特性、背景を踏まえて、特色・魅力ある教育活動が行われるとともに、特別な支援が必要な生徒に対する個別支援が充実しており、また、地方公共団体、企業、高等教育機関、国際機関、NPO 等と連携・協働することによって地域・社会の抱える課題の解決に向けた学びが学校内外で行われ、生徒が自立した学習者として自己の将来のイメージを持ち、高い学習意欲を持って学びに向かっている。
- 学校と社会とが連携・協働することにより、多様な子供たち一人一人に応じた探究的な学びが実現されるとともに、STEAM 教育³³などの実社会での課題解決に生かしていくための教科等横断的な学びが提供されている。

④各学校段階を通じた学び

- 幼児教育から小学校、中学校、高等学校、大学・社会といった段階を通じ、一貫して、自らの将来を見通し、社会の変化を踏まえながら、自己のキャリア形成と関連付けて学び続けている。

(2) 教職員の姿

- 教師が技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続け、子供たち一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている。その際、子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている。
- 教員養成、採用、免許制度も含めた方策を通じ、多様な人材の教育界内外からの確保や教師の資質・能力の向上により、質の高い教職員集団が実現されるとともに、教職員と多様な専門スタッフ等とがチームとなり、個々の教職員がチームの一員として組織的・協働的に取り組む力を発揮しつつ、校長のリーダーシップの下、家庭や地域社会と連携しながら、共通の学校教育目標に向かって学校が運営されている。
- さらに、学校における働き方改革の実現により、教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、教師を目指そうとする者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができる。

(3) 子供の学びや教職員を支える環境

³³ STEAM 教育については、本文 44p 参照。

- 小学校、中学校、高等学校段階における１人１台端末環境の実現や端末の持ち帰り、学校内の通信ネットワーク環境の整備、デジタル教科書・教材等の先端技術や教育ビッグデータを効果的に活用できる環境の整備、統合型校務支援システムの導入などにより、全国津々浦々の学校において指導・支援の充実、校務の効率化、教育政策の改善・充実等がなされている。また、ICT環境の整備に当たり、地方自治体が整備する教育情報セキュリティポリシーに基づき、情報システムの迅速な整備等が期待されるクラウドサービスの導入や運用・活用が進められている。なお、特に高等学校段階においては、個人端末の持ち込み（Bring Your Own Device：BYOD）が進んでいることに留意しつつ、実態を踏まえて整備を進めていく必要がある。
- 平常時はもとより、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、不安なく学習を継続できるよう、老朽化対策やバリアフリー化、トイレの乾式化・洋式化、空調設備の設置等の学校施設の整備等により安全・安心な教育環境を確保しつつ、教職員配置の在り方を含め、新しい時代の学びを支える学校教育の環境が整備されている。
- 人口減少が加速する地域においても、小学校と中学校との連携、学校施設の複合化・共用化等の促進などを通じて、魅力的な教育環境が実現されている。

4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- 家庭の経済状況や地域差、本人の特性等に関わらず、全ての子供たちの知・徳・体を一体的に育むため、これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全・安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障、という３つの保障を学校教育の本質的な役割として重視し、これを継承していくことが必要である。
- その上で、「令和の日本型学校教育」を、社会構造の変化や感染症・災害等をも乗り越えて発展するものとし、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」を実現するためには、今後、以下の方向性で改革を進める必要がある。
- その際、学校現場に対して新しい業務を次から次へと付加するという姿勢であってはならない。学校現場が力を存分に発揮できるよう、学校や教師がすべき業務・役割・指導の範囲・内容・量を、精選・縮減・重点化するとともに、教職員定数、専門スタッフの拡充等の人的資源、ICT環境や学校施設の整備等の物的資源を十分に供給・支援することが、国に求められる役割である。
- また、一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった、いわゆる「二項対立」の陥穽に陥らないこ

とに留意すべきである。どちらかだけを選ぶのではなく、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせて活かしていくという考え方に立つべきである。

(1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する

- 新しい時代を生きる子供たちに必要となる資質・能力をより一層確実に育むため、子供たちの基礎学力を保障してその才能を十分に伸ばし、また社会性等を育むことができるよう、学校教育の質を高めることが重要である。その際、インクルーシブ教育システムの理念³⁴の構築等により、様々な背景により多様な教育的ニーズのある子供たちに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、実態として学校教育の外に置かれることのないようにするべきである。特に、憲法や教育基本法に基づき、全ての児童生徒に対し、社会において自立的に生きる基礎や、国家や社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的とする義務教育段階においては、このことが強く求められる。
- このため、学校に十分な人的配置を実現し、1人1台端末や先端技術を活用しつつ、通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒数の増加、生徒指導上の課題の増加、外国人児童生徒数の増加、子供の貧困の問題等により多様化する子供たちに対応して個別最適な学びを実現しながら、学校の多様性と包摂性を高めることが必要である。その際、現状の学校教育における個の確立と異質な他者との対話を促すことに弱さがあるとの指摘も踏まえ、一人一人の内的なニーズや自発性に応じた多様化を軸にした学校文化となり、子供たちの個性が生きるよう、個別化と協働化を適切に組み合わせた学習を実施していくべきである。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒が少なからず存在しているとの指摘もある。こうした児童生徒が、安心して学校で学べるようにするため、性同一性障害や性的指向・性自認について、研修を通じて教職員への正しい理解を促進するとともに、学校における適切な教育相談の実施等を促すことが重要である。
- また、ICTの活用や関係機関との連携を含め、現に学校教育に馴染めないでいる子供に対して実質的に学びの機会を保障していくとともに、離島、中山間地域等の地理的条件に関わらず、教育の質と機会均等を確保することが重要である。

³⁴ 障害者の権利に関する条約に基づく、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされるという考え方。

- このような取組を含め、憲法第 14 条及び第 26 条、教育基本法第 4 条の規定に基づく教育の機会均等を真の意味で実現していくことが必要である。なお、ここでいう機会均等とは、教育水準を下げる方向での均等を図るものではなく、教育水準を上げる方向で均等を実現すべきであることは言うまでもない。
- 例えば、新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業期間において、一部では「全ての家庭に ICT 環境が整っていないので、学びの保障のために ICT は活用しない」という判断がなされたという事例や、域内の一部の学校が ICT を活用した取組を実施しようとしても他の学校が対応できない場合には、域内全体として ICT の活用を控えてしまった事例もあるが、このように消極的な配慮ではなく、「ICT 環境が整っている家庭を対象にまず実施し、そうでない家庭をどう支援するか考える」という積極的な配慮を行うといったように、教育水準の向上に向けた機会均等であるべきである。
- また、国内外の学力調査では、家庭の社会経済的背景が児童生徒の学力に影響を与えている状況が確認されている。学力格差を是正するためには、社会経済的指標の低い層を幼少期から支援することが重要である。このため、国は、家庭の経済事情に左右されることなく、誰もが希望する質の高い教育を受けられるよう、幼児期から高等教育段階までの切れ目のない形での教育の無償化・負担軽減や、教育の質の向上のための施策を着実に実施することが求められる。

(2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する

- 学校が様々な課題に対処し、学校における働き方改革を推進するためには、従来型のマネジメントの下、学校の有するリソースだけで対処するには限界がある³⁵。校長のリーダーシップの下、組織として教育活動に取り組む体制を整備することが必要である。その際、校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化を図るとともに、学校内、あるいは学校外との関係で、「連携と分担」による学校マネジメントを実現することが重要となる。
- 学校内においては、教師とは異なる知見を持つ外部人材や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフなど、多様な人材が指導に携わることができる学校を実現することが求められる。また、教師同士の関係においても、校長のリーダーシップの下、教師が担う業務の適正化や、校内の各種委員会の整理・統合等の学校の組織体制の在り方を見直すことを通じて、教師が児童生徒としっかりと向き合い、教師本来の業務に専門性を発揮できるようにするとともに、学級担任、教科担任等の役割を適切に分担し、学校組織全体としての総合力を発揮していくことが求められる¹³。

³⁵ 中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（平成 27（2015）年 12 月 21 日）参照。

- また、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置が努力義務であることを踏まえ、また、地域学校協働本部の整備により、保護者や地域住民等の学校運営への参加・参画を得ながら、学校運営を行う体制の構築を図り、地域全体で子供たちの成長を支えていく環境を整えていくことが必要である。
- その他、学校が家庭や地域社会と連携することで、社会とつながる協働的な学びを実現するとともに、働き方改革の観点からも、保護者やPTA、地域住民、児童相談所等の福祉機関、NPO、地域スポーツクラブ、図書館・公民館等の社会教育施設など地域の関係機関と学校との連携・協働を進め、学校・家庭・地域の役割分担を文部科学省が前面に立って強力に推進することで、多様性のあるチームによる学校とし、「自立」した学校を実現することが必要である。
- その実現に向けては、教育課程と関連付けることが求められており、新学習指導要領を踏まえ、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図ること（カリキュラム・マネジメント）が重要である。

（３）これまでの実践と ICT との最適な組合せを実現する

- 教師を支援するツールとしての ICT 環境や先端技術を効果的に活用することにより、以下のようなことに寄与することが可能となると考えられる。
 - ・ 新学習指導要領の着実な実施（例えば、一人一人の考えをリアルタイムで共有できるなど「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を行うこと、学びと社会をつなげることにより「社会に開かれた教育課程」を実現すること、プログラミング教育や情報モラル教育などの情報教育を充実すること）
 - ・ 学びにおける時間・距離などの制約を取り払うこと（例えば、遠隔教育により、学びの幅が広がる、多様な考えに触れる機会が充実する、様々な状況の子供たちの学習機会が確保されるなど、場面に応じた学びの支援を行うこと）
 - ・ 全ての子供たちの可能性を引き出す、個別に最適な学びや支援（例えば、子供の学習状況に応じた教材等の提供により、知識・技能の習得等に効果的な学びを行うこと、子供の学習や生活、学校健康診断結果を含む心身の健康状況等に関する様々な情報を把握・分析し、抱える問題を早期発見・解決すること、障害のある子供たちにとっての情報保障やコミュニケーションツールとなること）
 - ・ 可視化が難しかった学びの知見の共有やこれまでにない知見の生成（例えば、教育データの収集・分析により、各教師の実践知や暗黙知の可視化・定式化や新たな知見を生成すること、経験的な仮説の検証や個々の子供の効果的な学習方法を特定すること）
 - ・ 学校における働き方改革の推進（例えば、教材研究・教材作成等の授業準備にかかる時間・労力を削減すること、書類作成や会議等を効率的・効果的に実施すること、遠隔技術を活用して教員研修や各種会議を実施すること）

- ・ 災害や感染症等の発生等による学校の臨時休業等の緊急時における教育活動の継続（例えば、同時双方向型のオンライン指導を通じた家庭学習や、オンラインを活用して学校・教師・子供同士の繋がりを維持すること）
 - 令和時代における学校の「スタンダード」として、GIGA スクール構想により児童生徒 1 人 1 台端末環境と高速大容量の通信ネットワーク環境が実現されることを最大限生かし、教師が対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育とを使いこなす（ハイブリッド化）など、これまでの実践と ICT とを最適に組み合わせることで、学びの質を向上させるとともに、学校教育における様々な課題の解決につなげていくことが必要である。
 - なお、ICT はこれからの学校教育に必要不可欠なものであるが、あくまでツールであり、その活用自体が目的でないことに留意が必要である。AI 技術が高度に発達する Society5.0 時代にこそ、教師による対面指導や児童生徒同士による学び合い、地域社会での多様な体験活動の重要性がより一層高まっていくものであり、教師には、ICT を活用しながら、協働的な学びを実現し、多様な他者と共に問題の発見や解決に挑む資質・能力を育成することが求められる。
- （４）履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる
- 現行の日本の学校教育制度では、所定の教育課程を一定年限の間に履修することでもって足りるとする履修主義、履修した内容に照らして一定の学習の実現状況が期待される修得主義、進学・卒業要件として一定年限の在学を要する年齢主義、進学・卒業要件として一定の課程の修了を要求する課程主義の考え方がそれぞれ取り入れられている。
 - 修得主義や課程主義は、一定の期間における個々人の学習の状況や成果を問い、それぞれの学習状況に応じた学習内容を提供するという性格を有する。個人の学習状況に着目するため、個に応じた指導、能力別・異年齢編成に対する寛容さ、知識の習得の場面における ICT の活用との親和性の高さという特徴が指摘される一方で、個別での学習が強調された場合、多様な他者との協働を通じた社会性の涵養など集団としての教育のあり方が問われる面は少なくなる。
 - 一方で、履修主義や年齢主義は、対象とする集団に対して、ある一定の期間をかけて共通に教育を行う性格を有する。このため修得主義や課程主義のように学習の速度は問われず、ある一定の期間の中で、個々人の成長に必要な時間のかかり方を多様に許容し包含する側面がある一方で、過度の同調性や画一性をもたらすことについての指摘もある。
 - 全ての児童生徒への基礎・基本の確実な定着への要請が強い義務教育段階においては、

進級や卒業の要件としては年齢主義を基本に置きつつも、教育課程を履修したと判断するための基準については、履修主義と修得主義を適切に組み合わせ、それぞれの長所を取り入れる教育課程の在り方を目指すべきである。高等学校においては、これまでも履修の成果を確認して単位の修得を認定する制度がとられ、また原級留置の運用もなされており、修得主義・課程主義の要素がより多く取り入れられていることから、このような高等学校教育の特質を踏まえて教育課程の在り方を検討していく必要がある。

- その際、これまで以上に多様性を尊重し、ICT も活用しつつカリキュラム・マネジメントを充実させ、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを実現していくことが重要である。

(5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する

- 今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新たな感染症や災害の発生等の緊急事態であっても必要な教育活動を継続することが重要である。このため、「新しい生活様式³⁶」も踏まえ健やかに学習できる衛生環境の整備や、新しい時代の教室環境に応じた指導体制や必要な施設・設備の整備を図ることが必要である。
- また、やむを得ず学校の臨時休業等が行われる場合であっても、子供たちと学校との関係を継続することで、心のケアや虐待の防止を図り、子供たちの学びを保障していくための方策を講じることが必要である。
- さらに、感染症に対する差別や偏見、誹謗中傷等を許さないことが重要である。学校においては、誤った情報や認識や不確かな情報に惑わされることなく、正確な情報や科学的根拠に基づいた行動を行うこと、感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことなどの点について、しっかりと取り上げ、身に付けさせることが必要である。併せて、保護者や地域においては、学校における感染症対策と教育活動の両立に対する理解や協力に加え、差別等を許さない地域を作ることが期待される。
- これらの取組を円滑に進めるためには、首長部局との連携を積極的に行うとともに、教育委員会等の学校の設置者が学校における取組を後押しすることも重要である。特に、今般の新型コロナウイルス感染症対応においては、教育委員会が、学校の自主的・自立的な取組を積極的に支援するという役割を果たしていたか否かが、子供たちの学びの保障においても重要であったことを踏まえ、教育委員会が率先して課題に取り組み、学校を支援する教育委員会の在り方について検討していくことが必要である。また、今般の

³⁶ 長期間にわたって感染拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策を、これまで以上に日常生活に定着させ、持続させなければならないとし、それを「新しい生活様式」と呼ぶ（厚生労働省「新型コロナウイルスの関する Q&A（一般の方向け）」（令和2（2020）年9月7日時点版））。

新型コロナウイルス感染症の発生のような危機的な状況を乗り越えるためには、特に保護者や地域と協働し、学校運営や教育行政を推し進めることが必要である。

(6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

- 少子高齢化や人口減少などにより社会構造が変化する中であって、学校教育の持続可能性を確保しながら魅力ある学校教育を実現するため、幼児教育、義務教育、高校教育、特別支援教育において、必要な制度改正や運用改善を行うことが必要である。
- 特に「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22(2040)年頃にかけて、我が国全体の人口構造は大きく変容していくと言われている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、今後人口減少は加速し、令和22(2040)年頃には毎年約90万人が減少する。生産年齢人口(15～64歳)の減少幅は増大する一方、高齢者人口(65歳以上)はピークを迎える³⁷。既に多くの市町村が人口減少と高齢化に直面しているが、今後は、大都市圏を含め、全国的に進行することが予想されている。
- このような時代の到来を見据えつつ、魅力的で質の高い学校教育を地方においても実現するため、高齢者を含む多様な地域の人材が学校教育に関わるとともに、学校の配置やその施設の維持管理、学校間の連携の在り方を検討していくことが必要である。

³⁷ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」によると、将来の生産年齢人口は、令和11(2029)年、令和22(2040)年、令和38(2056)年にはそれぞれ7,000万人、6,000万人、5,000万人を割り、令和47(2065)年には4,529万人となると予想されている。また、老年人口は第二次ベビーブーム世代が老年人口に入った後の令和24(2042)年に3,935万人でピークを迎え、その後は一貫した減少に転じ、令和47(2065)年には3,381万人となると予想されている。

第Ⅱ部 各論

1. 幼児教育の質の向上について

(1) 基本的な考え方

- 幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。また、学校教育の始まりとして幼稚園では、義務教育及びその後の教育の基礎を培うことを目的としている。
- しかし、急速な少子化の進行、家庭及び地域を取り巻く状況の変化等が複合的に絡み合い、幼児の生活体験が不足しているといった課題も見られる。幼稚園、保育所、認定こども園といった各幼児教育施設においては、集団活動を通して、家庭や地域では体験し難い、社会・文化自然等に触れる中で、幼児期に育みたい資質・能力を育成する幼児教育の実践の質の向上に一層取り組んでいく必要がある。
- とりわけ、新型コロナウイルス感染症への対応をとりつつ、子供の健やかな育ちをいかに守り支えていくかが今日の課題となっており、こうした課題にも的確に対応するため、教育環境の整備も含めた幼児教育の内容・方法の改善・充実や、幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上、幼児教育を推進するための体制の構築等の取組を進める必要がある。

(2) 幼児教育の内容・方法の改善・充実

①幼稚園教育要領等の理解推進・改善

- 幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っており、幼稚園教育要領等に基づき、各園の創意工夫を生かした質の高い教育の実践が求められている。
- そのためには、新幼稚園教育要領等の趣旨や内容について、関係者の理解を深め、新幼稚園教育要領等の実施状況や成果等の把握、調査研究や好事例等の情報提供を通じて、幼児教育施設における教育内容や指導方法の改善及び充実に図る必要がある。
- また、幼児教育施設では、環境を通して行う教育を基本としていることから、環境が子供の発達にとってどのような意味があるのかといった環境の教育的価値について研究を積み重ねていくことが重要である。

②小学校教育との円滑な接続の推進

- 幼児教育施設で育まれてきた資質・能力を、小学校教育を通じて更に伸ばしていくためには、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿³⁸」を手掛かりに、幼児教育施設と小学校の教職員が子供の成長を共有するなどの連携を図るとともに、小学校ではスタートカリキュラムも活用しながら幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化を図る必要がある。
- 幼児期から小学校への教育的なつながりを確保するためには、園長・校長のリーダーシップの下、幼児と児童の交流だけでなく、幼児教育施設と小学校の教職員が、両者の教育について理解を深め、また、両者が抱える教育上の課題を共有しておくことが重要であり、幼児教育施設と小学校の教職員の合同研修等の実施や、人事交流、相互の派遣研修等の推進が必要である。

③教育環境の整備

- 幼児教育の質の向上を図るためには、資質・能力を育む上で効果的な環境の在り方について検討を行い、その改善及び充実を図ることが必要である。
- 幼児期は直接的・具体的な体験が重要であることを踏まえ、ICT等の特性や使用方法等を考慮した上で、幼児の直接的・具体的な体験をさらに豊かにするための工夫をしながら活用するとともに、幼児教育施設における業務のICT化の推進等により、教職員の事務負担の軽減を図ることが重要である。
- また、幼児教育施設においては、事故の発生・再発防止のための取組を推進するとともに、耐震化、アスベスト対策、防犯、バリアフリー化、衛生環境の改善等の安全対策を引き続き行うことが必要である。

④特別な配慮を必要とする幼児への支援

- 障害のある幼児等の将来的な自立と社会参加を見据えた一人一人の教育的ニーズを把握した早期発見・早期支援が重要であることから、幼児教育施設における特別支援教育の充実、それを支える関係機関・部局と連携した切れ目ない支援体制整備が求められている。

³⁸ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」とは、健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会生活との関わり、思考力の芽生え、自然との関わり・生命尊重、数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚、言葉による伝え合い、豊かな感性と表現であり、幼稚園教育要領第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿である。

- このため、特別支援教育に関する教職員の資質向上のため、幼児期の特性を踏まえた研修プログラムの作成、障害のある幼児等の受入れに当たっての体制整備の在り方や指導上の留意事項等の整理等に関する検討を進めることが必要である。
- また、国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児の増加が見込まれ、小学校進学時に学校生活に円滑に適応できるよう、幼児教育施設を活用し、幼児やその保護者に対する日本語指導、就学ガイダンス、就学相談等の取組を充実することが重要である。
- さらに、幼児期の特性を踏まえた研修プログラムの作成、幼児教育段階における指導上の留意事項等の整理等に関する検討を進めるとともに、外国人のための就園ガイドの作成等を行い、多言語での就園・就学案内を推進する。

(3) 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上

①処遇改善をはじめとした人材の確保

- 子供の育ちを巡る環境の変化等に対応しながら、質の高い幼児教育を推進するためには、教職員の資質向上と優れた人材を計画的に確保することが必要である。
- このため、処遇改善等の必要な施策を引き続き実施するとともに、地方公共団体が主導して幼児教育関係団体や幼稚園教諭の教職課程を有する大学等と連携し、新規採用の促進、離職防止・定着促進、離職者の再就職の促進といった総合的な人材確保策を推進していくことが必要である。

②研修の充実等による資質の向上

- 研修と通常の保育活動、園内研修と園外研修、さらには法定研修、幼児教育関係団体が実施する研修など、それぞれの機能や位置付けを構造化し、効果的な研修を行うことが重要である。
- このため、初任、中堅、管理職等といった各職階・役割に応じた研修体系の構築を行い、それぞれの段階で求められる資質を明らかにし、キャリアステージ毎の十分な研修機会を確保することが必要である。
- また、国や地方公共団体、研究機関等が幼児期の発達の特徴や幼稚園教育等における教職員の役割に関する実践事例や最新の知見の提供を行うなど、指導方法等に関して実践の上で参考となる情報の提供を行うことができるよう、きめ細やかな支援・研修体制を整備することが必要である。

③教職員の専門性の向上

- 幼児教育に関する専門性の向上を図るとともに、子育ての支援を必要とする保護者への指導・助言、家庭教育、小学校教育との連携・接続といった幼児教育を巡る様々な課題に対応する力を養うため、より上位の幼稚園教諭免許状の取得³⁹や、小学校教諭免許状や保育士資格の併有を促進することが重要である。
- このため、都道府県において、各地域における養成校等と連携し、より上位の免許状の取得に係る単位修得に資する認定講習等を開設し、幼稚園教諭の専門性の向上に向けた環境整備を図る必要がある。

(4) 幼児教育の質の評価の促進

- 各幼児教育施設において、学校関係者評価等や、必要に応じて第三者評価を実施するなどし、教育活動その他の園運営の状況について評価し、その成果を施設の運営や環境づくり、教育課程等や指導などに生かすことにより、持続的に改善を促すPDCAサイクルを構築することが必要である。
- また、自己評価や学校関係者評価を各園のカリキュラム・マネジメントにつなげていくことが重要であるとともに、専門的知見を有する者が参画する公開保育の仕組みを学校関係者評価に活用することは有効である。
- このため、学校評価として、子供の学びの過程や教職員の指導、施設の運営や環境等に対する評価を行う際の観点や方法に関する指針や留意事項等の作成等、幼児教育の質に関する評価の仕組みの構築に向けた手法開発・成果の普及といった取組の充実を図る。

(5) 家庭・地域における幼児教育の支援

①保護者等に対する学習機会・情報の提供

- 教職員が保護者や地域住民と協働して子供の育ちに関わっていく上で、子供の発達や学び、各園での実践の意図やねらいを保護者や地域住民に知ってもらうことは重要である。
- 家庭教育の担い手である保護者の学びを支援するためには、幼児教育施設における

³⁹ 教育職員免許法第9条の5において、二種免許状（短期大学卒業程度）を有する教育職員は一種免許状（大学卒業程度）へ上進する努力義務が定められているが、現職の幼稚園教諭は、約7割が二種免許状保有者であり、幼稚園教諭の専門性の向上を図るためにも、一種免許状への上進を促進していく必要がある。

相談体制の整備に加え、公民館等の地域の多様な場において、子育て経験者等による保護者向けの講座や親子で参加できる行事・プログラム、子育てに悩みや不安を抱える保護者への訪問相談の実施など、地域における家庭教育支援を充実することが必要である。

②関係機関相互の連携強化

- 経済的困窮や虐待など、支援を必要としながらも支援が届きにくい様々な問題を抱える家庭に対しては、当該家庭の子供が通う幼児教育施設と教育委員会、市町村福祉担当部局や児童相談所等の関係機関が連携強化を図るなど、より十分な支援を行っていくことが必要である。
- また、地方公共団体において、障害者福祉関係の施策や外国人関係の施策については首長部局が担っていることが多く、教育委員会と首長部局の緊密な連携による支援が必要であり、関係機関相互の連携を促進する取組を充実することが必要である。

③幼児教育施設における子育ての支援の促進

- 地域の幼児教育の中心として、幼児教育施設がその専門性やノウハウを生かし、保護者が子育ての喜びや生きがいを実感できるよう、幼児教育施設における親子登園や相談事業、一時預かり事業等の取組の充実を図ることなどにより、子育ての支援の充実を図ることが必要である。
- 幼稚園の預かり保育は、園の教育活動の一環であるだけでなく、主として在籍園児の保育の受け皿としても重要な役割を果たしている。質の向上を図りつつ、幼稚園利用者の保育ニーズにも適切に応えられるよう、一時預かり事業及び私学助成の双方における支援の充実を図る必要がある。

（６）幼児教育を推進するための体制の構築等

- 地方公共団体において、幼児教育センター⁴⁰の設置や幼児教育アドバイザー⁴¹の育成・配置等の幼児教育を推進する体制を構築し、持続可能なものとして充実することが期待されている。

⁴⁰ 都道府県等が広域に、幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究、幼稚園教諭・保育士・保育教諭や幼児教育アドバイザーに対する研修（幼児教育アドバイザー候補者の育成を含む）や相談業務、市（区）町村や幼児教育施設に対する助言・情報提供等の施策を行う地域の拠点のこと。

⁴¹ 幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等への訪問支援等を通じ、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う者のこと。各地域において、幼児教育施設等における一定の職務経験や研修履歴等を踏まえて選考されるほか、幼児教育施設における公衆衛生や危機管理、児童心理、特別支援教育等について専門性を有する者の活用も考えられる。

- このため、国においても、地域の実情に応じた取組が可能となるよう、地方公共団体における幼児教育を推進する体制の充実・活用のために必要な支援を引き続き行うとともに、幼児教育アドバイザー活用の推進方策の検討や好事例の収集等が必要である。
- また、質の高い幼児教育を実現するためには、幼児教育の意義、幼児を取り巻く環境や発達に関する課題、効果的な指導方法等について、科学的・実証的な検証を通じて明らかにし、国として、それらのエビデンスに基づいた政策形成を促進することが重要である。

（７）新型コロナウイルス感染症への対応

- 新型コロナウイルス感染症への対応をとりつつ、子供の健やかな育ちを守り支えていくため、幼稚園等において、保健・福祉等の専門職や関係機関等とスムーズに連携できる幼児教育推進体制の整備、研修の充実等による資質等の向上を図るとともに、トイレや空調設備の改修等による衛生環境の改善等の感染防止に向けた取組の推進や園務改善のための ICT 化の支援など教職員の勤務環境の整備などを進めていくことが必要である。

2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

（１）基本的な考え方

- 義務教育は、憲法や教育基本法に基づき、全ての児童生徒に対し、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎や、国家や社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的とするものである。社会が劇的に変化し先行き不透明な時代だからこそ、人材育成の基盤である義務教育は一層重要な意義を持つものであり、我が国のどの地域で生まれ育っても、知・徳・体のバランスのとれた質の高い義務教育を受けられるようにすることが国の責務である。
- 中央教育審議会の答申を踏まえ、平成 18（2006）年の教育基本法改正により義務教育の目的が定められ（第 5 条 2 項）、続く平成 19（2007）年の学校教育法改正により小・中学校共通の目標として義務教育の目標規定が新設（第 21 条）された。また、平成 27（2015）年の学校教育法の改正等により小中一貫教育制度が整備され、各地域において小中一貫教育の取組みが進展しつつある⁴²。このような中、新学習指導要領の着実な実

⁴² 文部科学省「令和元年度学校基本調査」によると、令和元（2019）年度の小中一貫教育を行う学校数は、義務教育学校が 94 校、小中一貫型小学校・中学校は、施設一体型が 94 校、施設隣接型が 25 校、施設分離型が 407 校、上記 3 類型に当てはまらないものが 2 校となっている。また、小中一貫教育の取組としては、軸となる独自教科の設定や区切りの節目を活用して成長を促す取組などが行われている。

施により義務教育の目的・目標を達成する観点から、小学校6年間、中学校3年間と分断するのではなく、義務教育9年間を見通した上で、指導方法や教師の養成等の在り方について一体的に検討を進める必要がある。

- また、児童生徒が多様化し学校が様々な課題を抱える中であっても、義務教育において決して誰一人取り残さない、ということを徹底する必要がある。このため、一人一人の能力、適性等に応じ、その意欲を高めやりたいことを深められる教育を実現するとともに、学校を安全・安心な居場所として保障し、様々な事情を抱える多様な子供たちが、実態として学校教育の外に置かれてしまわないように取り組むことが必要である。また、多様性を尊重する態度や互いのよさを生かして協働する力、持続可能な社会づくりに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなどの人間性等を育むことも重要である。

（２）教育課程の在り方

①学力の確実な定着等の資質・能力の育成に向けた方策

- 今般改訂された新学習指導要領では、各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の３つの柱で再整理しており、この資質・能力の３つの柱は知・徳・体にわたる「生きる力」全体を捉えて、共通する重要な要素を示したものである。このため、学校において児童生徒の学力の確実な定着について検討するに当たっては、この資質・能力の３つの柱をバランスよく育成することが必要である。
- また、新学習指導要領では、児童生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとされており、その充実を図ることが必要である。
- 児童生徒の資質・能力の育成に当たっては、幼児教育において行われている体験活動や主体的な表現活動、環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れようとする学習を小学校以降にもつなげていくことが重要である。
- 小学校低・中学年においては、安心して学べる居場所としての学級集団の中で、基礎的・基本的な知識及び技能を反復練習もしながら確実に定着させるとともに、知識及び技能の習得や活用の喜び、充実感を味わう活動を充実することが重要である。
- 小学校中・高学年以上の指導においては、各教科等における見方・考え方の理解に向けて徐々にその中核的な概念による指導を進めるとともに、体験活動と教科の内容

との関連づけを自覚的に行えるように指導することが重要である。また、扱う情報が高度かつ大量になる小学校高学年以降においては、理解を重視した学習方略を活用させたりするなどの学習指導をしていくことも重要である。

- このため、小学校高学年への教科担任制の導入や、小学校と中学校や中学校と高等学校など学校段階間の連携の強化、専門性を有する補助スタッフや研修の導入などが必要である。
- 新学習指導要領において育成を目指す資質・能力のうち、「学びに向かう力、人間性等」においては、主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する力、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度等を育成することとされている。また、児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ることとされている。
- 学びに向かう力の育成は幼児期から成人までかけて徐々に進んでいくものであるが、初期の試行錯誤段階を経て、様々な学びの進め方や思考ツールなどを知り、経験していくことが重要である。とりわけ小学校中学年以降には学習の目標や教材、自己の達成状況を自覚し、計画を立て、学習の進め方を自ら調整していくことができるよう、指導することが大切であり、中学校においては小学校高学年までに身に付けた多様な学びの進め方を実践できる環境を整えることが必要である。
- また、キャリア教育の充実に当たっては、各教科等での指導を含む学校教育全体でその実践を行いつつ、総合的な学習の時間において教科等を横断して自ら学習テーマを設定し探究する活動や、特別活動において自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価する活動などを充実していくことが求められる。この中で、児童生徒が自覚するまでに至っていない成長や変容に気付いて指摘したり、一人一人が自らの成長を肯定的に認識できるように働きかけたりするなど、教師が対話的なかわりを持ち相互作用の中でキャリアを創り上げていくことが不可欠である。

②補足的・発展的な学習指導について

ア 補足的・発展的な学習指導

- 新学習指導要領においては、児童生徒が基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童生徒や学校の実態に応じ、補足的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることなどにより、個に応じ

た指導の充実を図ることが規定されている。補充的な学習を取り入れた指導を行う際には、様々な指導方法や指導体制の工夫改善を進め、学習内容の確実な定着を図ることが必要であり、発展的な学習を取り入れた指導を行う際には、児童生徒の負担が過重にならないよう配慮するとともに、学習内容の理解を一層深め、広げるという観点から適切に取り入れることが大切である。

- また、従前から、いずれの学校においても学習指導要領において示している内容に関する事項は取り扱わなければならないとした上で、学校において特に必要がある場合は、異なる学年の内容を含めて学習指導要領に示していない内容を加えて指導することができることとされている⁴³。児童生徒の学習状況に応じ、学年や学校段階を超えて先の学年・学校の内容を学習したり、学び直しにより基礎の定着を図ったりすることも考えられる。
- 補充的・発展的な学習を行う際には、例えば知識及び技能の習得に当たって、ICTを活用したドリル学習等を組み合わせていくことも考えられるが、併せて思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等の育成も十分に行われるよう、計画的に指導を行うことが必要である。
- また、発展的な学習としては、内容理解を深める学習をさらに充実することが重要であるが、その際には個別学習のみで学習を終えることにならないように留意し、学校ならではの協働的な学びが取り入れられるよう教育活動を工夫する必要がある。各児童生徒が深めた学習の成果を持ち寄って共有し、協働的な学び合いを行い、またその結果を各自で深めるといった循環を作っていくことが大切である。

イ 特定分野に特異な才能を持つ児童生徒に対する指導

- 特定分野に特異な才能を持つ児童生徒に対する教育については、古典的には知能指数の高さなどを基準に領域非依存的な才能を伸張する教育が考えられてきたが、近年は領域依存的な才能を伸長する教育や、2E（Twice-Exceptional）の児童生徒⁴⁴に対する教育を考える方向に変化している。単純な課題は苦手だが複雑で高度な活動は得意といった、多様な特徴のある児童生徒が一定割合存在するなかで、学校内外において、このような児童生徒を含め、あらゆる他者を価値のある存在として尊重する環境

⁴³ 規制改革・民間開放推進会議「規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15（2003）年3月28日閣議決定）フォローアップ結果」事項別措置概要一覧（平成16（2004）年3月31日現在）－3.教育・研究関係（<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/old/publication/2004/0809/01.html>）において、平成15（2003）年に「学習指導要領等の一部改正を行い、学習指導要領に明示されている基礎的・基本的な内容を指導した上で、異なる学年の内容を含めて学習指導要領に明示されていない内容を指導可能であることを明確にするとともに、個に応じた指導の充実のための指導方法の例示として、学習内容の習熟の程度に応じた指導を加えた。」とされている。

⁴⁴ 2E（Twice-Exceptional）の児童生徒とは、特異な才能と学習困難とを併せ持つ児童生徒のこと。

を築くことが重要である。

- 一方で、これまでは、我が国の学校において特異な才能をどのように定義し、見出し、その能力を伸長していくのかという議論は十分に行われていない状況にある。
- このため、知的好奇心を高める発展的な学習の充実や、大学や民間団体等が実施する学校外での学びへ児童生徒をつないでいくことなど、国内の学校での指導・支援の在り方等について、遠隔・オンライン教育も活用した実証的な研究開発を行い、更なる検討・分析を実施する必要がある。

③カリキュラム・マネジメントの充実に向けた取組の推進

- 各学校においては、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握した上で、教育の目標を明確化し、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成や、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習の推進など、教科等間のつながりを意識して教育課程を編成・実施することが重要である。
- 標準授業時数については、学習指導要領に示す各教科等の内容の指導の質を担保するための、いわば量的な枠組みとして、教育の機会均等や水準確保に大きな役割を果たしてきた。特に資質・能力のうち、定量的に質を測定できるのは知識・技能等の一部にとどまることから、学習指導要領が求める教育の質を量的に支えるものとして標準授業時数は重要な意義を持っている。
- 一方で、標準授業時数の在り方をめぐっては、児童生徒や教師の負担について考慮すべきとの指摘や、学習状況に課題のある児童生徒も含めて指導すべき内容を一般的に教えることが可能なものとなっているのか、ICTを活用した学習指導を踏まえた柔軟な在り方について検討が必要、といった指摘がある。
- このような指摘を踏まえれば、新学習指導要領の趣旨の実現に向けて、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの充実・強化を図る観点から、標準授業時数の意義を踏まえつつ、各学校が持っている教育課程の編成・実施に関する裁量を改めて認識し、学校や地域の実態に応じて責任を持って柔軟に判断できるようにしていくことが重要である。教育委員会においても、各学校の持っている裁量を明確にし、学校や地域の実態に応じた柔軟な教育課程の編成・実施が行われるよう、適切な指導及び環境整備に関わる包括的な支援を行うことが求められる。
- また、学習指導要領のねらいとする資質・能力の育成と、一定の総授業時数の確保による教育の機会均等の観点を踏まえ、総枠としての授業時数（学年ごとの年間の標準授業時数の総授業時数）は引き続き確保した上で、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成や探究的な学習の充実等に資するよう、カリキュラム・マネジメント

に係る学校裁量の幅の拡大の一環として、教科等の特質を踏まえつつ、教科等ごとの授業時数の配分について一定の弾力化が可能となる制度を設けるべきである。その際、この制度を利用する学校は、家庭・地域に対して特別の教育課程を編成・実施していることを明確にするとともに、他の学校や地域のカリキュラム・マネジメントに関する取組の参考となるよう、教育課程を公表することとするべきである。

（３）義務教育 9 年間を見通した教科担任制の在り方

①小学校高学年からの教科担任制の導入

- 義務教育の目的・目標を踏まえ、育成を目指す資質・能力を確実に育むためには、各教科等の系統性を踏まえ、学年間・学校間の接続を円滑なものとし、義務教育 9 年間を見通した教育課程を支える指導体制の構築が必要である。
- 児童生徒の発達段階を踏まえれば、児童の心身が発達し一般的に抽象的な思考力が高まり、これに対応して各教科等の学習が高度化する小学校高学年では、日常の事象や身近な事柄に基礎を置いて学習を進める小学校における学習指導の特長を生かしながら、中学校以上のより抽象的で高度な学習を見通し、系統的な指導による中学校への円滑な接続を図ることが求められる。
- また、多様な子供たち一人一人の資質・能力の育成に向けた個別最適な学びを実現する観点からは、GIGA スクール構想による「１人１台端末」環境下での ICT の効果的な活用と相俟って、個々の児童生徒の学習状況を把握し、教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導を可能とする教科担任制の導入により、授業の質の向上を図り、児童一人一人の学習内容の理解度・定着度の向上と学びの高度化を図ることが重要である⁴⁵。
- さらに、小学校における教科担任制の導入は、教師の持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化により、学校教育活動の充実や教師の負担軽減に資するものである。
- これらのことを踏まえ、小学校高学年からの教科担任制を（令和 4（2022）年度を目途に）本格的に導入する必要がある。
- 導入に当たっては、地域の実情に応じて多様な実践が行われている現状も考慮しつつ、専科指導の対象とすべき教科や学校規模（学級数）・地理的条件に着目した教育

⁴⁵ 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成 28（2016）年 12 月 21 日）において、「教科等の学習内容の理解をより深め、育成を目指す資質・能力の育成に確実につなげるためには、指導の専門性の強化が課題となっている」とし、「専科指導の充実、子供たちの個性に応じた得意分野を伸ばしていくためにも重要である」と指摘されている。

環境の違いを踏まえ、義務教育 9 年間を見通した効果的な指導体制の在り方を検討する必要がある。また、義務教育学校化や広域・複数校による小中一貫教育の導入を含めた小中学校の連携を促進する必要がある。

- 専科指導の対象とすべき教科については、系統的な学びの重要性、教科指導の専門性といった観点から検討する必要があるが、グローバル化の進展や STEAM 教育の充実・強化に向けた社会的要請の高まりを踏まえれば、例えば、外国語・理科・算数を対象とすることが考えられる。当該教科の専科指導の専門性の担保方策や専門性を有する人材確保方策と併せ、教科担任制の導入に必要な教員定数の確保に向けた検討の具体化を図る必要がある。

②義務教育 9 年間を見通した教師の養成等の在り方

- 現行制度においても、大学で最初に取得した教諭の免許状を基礎として、勤務経験と講習の受講の組み合わせによって他の学校種の教諭の免許状を取得すること⁴⁶や、中学校教諭の免許状を保有する教員が小学校で当該免許状の教科を教えることが可能となる⁴⁷など、教員免許状に係る学校間の垣根は低くなってきている。
- 教科担任制の導入なども踏まえ、教師には、一層、学校段階間の接続を見通して指導する力や、教科横断的な視点で学習内容を組み立てる力など、総合的な指導力を教職生涯を通じて身に付けることが求められる。このため、教員養成段階では、小学校教諭の免許状と中学校教諭の免許状の両方の教職課程を修了し、両方の免許状を取得することが望ましいが、2つの教職課程を同時に学生に求めることは学習範囲も広範にわたり、負担が大きい。
- このため、従来、小学校と中学校の教職課程それぞれに開設を求めていた授業科目を共通に開設できる特例を設けることにより、学生が小学校と中学校の教諭の免許状を取得しやすい環境を整備する必要がある。
- また、一定の勤務経験を有する教師は一定の講習を受講することで他の学校種の教諭の免許状を取得することが可能だが、中学校教諭の免許状を保有する者が小学校で専科教員として勤務した場合の経験年数は、現状ではこの勤務年数として算定されていない。

⁴⁶ 例えば、中学校教諭の普通免許状を有する者は、中学校での 3 年間の勤務経験と 12 単位分の認定講習等の受講によって小学校教諭 2 種免許状を取得することができる（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）別表第 8）。

⁴⁷ 例えば、中学校教諭の免許状を有する者は、小学校において、所持する中学校教諭の免許状の教科に相当する教科を教授することができる（中学校教諭の理科の教科の免許状を有していれば、小学校で理科の授業を行うことができるなど）（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 16 条の 5）。

- このため、中学校教諭の免許状を保有する者が小学校教諭の免許状を取得しやすくなるよう、小学校で専科教員として勤務した場合の経験年数を算定できるよう要件を弾力化する必要がある。

(4) 義務教育を全ての児童生徒等を実質的に保障するための方策

①不登校児童生徒への対応

- 小中学校における不登校児童生徒数は平成 24 (2012) 年度以降増加の一途を辿っており、平成 30 (2018) 年度には 164,528 人、このうち 90 日以上欠席している児童生徒数は 95,635 人と不登校児童生徒数の約 6 割を占めるに至っている⁴⁸。
- 不登校を減らすためには、学校が児童生徒にとって安心感、充実感が得られる活動の場となり、いじめや暴力行為、体罰等を許さず、学習指導の充実により学習内容を確実に身に付けることができるなど、児童生徒が安心して教育を受けられる魅力あるものとなる必要がある。
- また、現に不登校となっている児童生徒に対しては、個々の状況に応じた適切な支援を行うことにより、学習環境の確保を図ることも必要である。
- このため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置時間等の充実による相談体制の整備、アウトリーチ型支援の実施を含む不登校支援の中核となる教育支援センター⁴⁹の機能強化、不登校特例校⁵⁰の設置促進、フリースクール等との連携促進、自宅等での ICT の活用等多様な教育機会の確保など、学校内外における支援策を講じるとともに、さらに効果的な対策を講じるため、スクリーニングの実施による児童生徒の支援ニーズの早期把握や校内の別室における相談・指導体制の充実等の調査研究を進めていく必要がある。

②義務教育未修了の学齢を経過した者等への対応

- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）第 14 条が規定するように、学齢経過者の中に義務教育の機会の提供を希望する者が多くいることを踏まえ、夜間中学については、教育のセーフティネットとして質・量ともに充実していく必要がある。

⁴⁸ 文部科学省「平成 30 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

⁴⁹ 不登校児童生徒の社会的自立に資するため、主に教育委員会が設置する、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導を行う施設。

⁵⁰ 教育課程の基準によらずに、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校として文部科学大臣が指定した学校。

○ このため、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進することが重要である。

○ また、多様な生徒に対応する夜間中学の実態を踏まえ、教員（養護教諭を含む）に加えて日本語指導補助者、母語支援員、スクールカウンセラー等の専門人材の配置を促進し、「チームとしての学校」を推進することにより、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実を進めることで、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図ることが必要である。

（５）生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質・能力を育成するための方策

○ 健康教育においても、児童生徒等の心身の状況等を踏まえて、エビデンスに基づく個に応じた指導を行うことにより、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質・能力（健康リテラシー等）を育成することが重要である。

○ その上では、学校医、学校歯科医、学校薬剤師をはじめとする専門家との連携が引き続き重要であるとともに、健康診断情報をはじめとする学校保健情報を速やかに電子化し、効果的に活用することが今後一層求められる。

（６）いじめの重大事態、虐待事案等に適切に対応するための方策

○ 平成 30（2018）年度の小中学校におけるいじめの認知件数は 523,548 件、重大事態の発生件数は 476 件とそれぞれ過去最多で、近年は増加傾向にある⁴⁸。

○ いじめの深刻化を防ぐためには、いじめを早期発見して認知し、早期対応を講じることが必要であるため、認知件数の増加は、学校・教師のいじめに対する感度が向上していると評価できる一方、重大事態の発生件数は増加しており、いじめを原因とする自殺といった痛ましい事態も依然として生じている。

○ 小中学校における暴力行為の発生件数については、平成 30（2018）年度は 65,856 件であり、過去 5 年間の傾向として、小学校における暴力行為が大幅に増加している⁵¹。

○ 平成 30（2018）年における日本の自殺者の総数は 20,840 人で、近年は減少傾向に

⁵¹ 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、小学校における暴力行為は、平成 25（2013）年度に 10,896 件、平成 30（2018）年度に 36,536 件となっている。内容別では、児童間の暴力行為が大幅に増加している（平成 25（2013）年度に 29,038 件、平成 30（2018）年度に 46,532 件）。

ある一方、小中学生の自殺者数は 131 人と減少しておらず、喫緊の課題である⁵²。

- また、児童相談所における児童虐待相談対応件数も増加しており、平成 30（2018）年度は 159,838 件と過去最多となっている。このうち、学校等が相談経路となっているのは 11,449 件と、7%を占めている²⁴。
- こうした課題に対処するためには、児童生徒の問題行動の発生を未然に防止するために、成長を促す指導等の積極的な生徒指導の充実、生徒指導上の課題の発生や深刻化につながることも指摘される背景や要因といった困難の緩和、教育相談体制の整備、教育委員会・学校における組織的な対応の推進を図るとともに、児童虐待防止に向けては、教育委員会・学校と市町村、児童相談所、警察等の関係機関との連携強化を図っていくことが必要である。
- このため、児童生徒が主体となった自己有用感や社会性を高める活動の促進、生徒指導上の課題との関連も指摘される背景等の困難を抱える児童生徒への包括的な支援の在り方の検討、SOS の出し方に関する教育を含む自殺予防の取組の推進等を図ることが重要である。
- また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置時間等の充実や、SNS 等を活用した相談体制の全国展開など、引き続き、教育相談体制の整備も必要である。
- さらに、学校いじめ防止基本方針の実効化やいじめ等の状況に関するデータの活用促進、虐待の早期発見・通告、保護・自立支援を円滑に行うための学校における対応の徹底や研修などの支援策を講じるとともに、さらに効果的な対策を講じるための調査研究を進めていくことが必要である。

3. 新時代に対応した高等学校教育の在り方について

（1）基本的な考え方

- 高等学校は、義務教育機関ではないものの、既に進学率が約 99%に達し、今日では中学校を卒業した生徒の大部分が進学する教育機関となっている。それゆえ、高等学校には多様な入学動機や進路希望、学習経験、言語環境等、様々な背景を持つ生徒が在籍していることから、義務教育において育成された資質・能力をさらに発展させながら、生徒の多様な実情・ニーズに応じた学びを実現することが必要である。

⁵² 厚生労働省・警察庁「平成 30 年中における自殺の状況」。なお、小中学生の自殺者数は、平成 27（2015）年に 108 人、平成 28（2016）年に 105 人、平成 29（2017）年に 119 人となっている。

- また、高校生の現状の一つとして、学校生活への満足度や学習意欲が中学校段階に比べて低下しており⁵³、高等学校における教育活動を、高校生を中心に据えることを改めて確認し、その学習意欲を喚起し、能力を最大限に伸長するためのものへと転換することが急務である。
- さらに、高校生を取り巻く状況をみると、産業構造や社会システムが「非連続的」とも言えるほどに急激に変化しており、少子化の進行によって、高等学校としての教育的機能の維持が困難となっている地域・学校も生じているなど社会経済の有り様を踏まえた高等学校の在り方の検討が必要である。高等学校は初等中等教育段階最後の教育機関として、高等教育機関や実社会との接続機能を果たすことが求められており、社会経済の変化を踏まえながら、自己のキャリア形成と関連付けて生涯にわたって学び続けていけるよう、2.(2)①で述べた義務教育段階での取組をより発展させる形で、学びに向かう力の育成やキャリア教育の充実を図ることが必要である。
- 高等学校の在り方の検討に当たっては、令和4(2022)年度から新しい高等学校学習指導要領が年次進行で実施されることを見据えて、現在在籍している生徒及び今後入学してくる生徒の可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びが実現されるよう検討を進める必要がある。
- また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じて再認識された高等学校の福祉的機能(安全・安心な居場所の提供)や社会的機能(社会性・人間性の育成)といった役割や価値も踏まえ、遠隔・オンラインか対面・オフラインかという二元論に陥ることなく、高等学校の役割を最大限に果たすために、その最適な組合せを探ることが必要である。

(2) 高校生の学習意欲を喚起し、能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化

① スクール・ミッションの再定義(各高等学校の存在意義・社会的役割等の明確化)

- 高等学校は、義務教育を修了した生徒が入学者選抜を経て入学するものであることから、各高等学校が育成を目指す資質・能力を明確にするために、各学校の設置者が、各学校や所在する地方公共団体等の関係者と連携しつつ、在籍する生徒の状況や意向、期待に加え、学校の歴史、現在の社会や地域の実情を踏まえて、また、20年後・30年後の社会像・地域像を見据えて、各学校の存在意義や各学校に期待されている社会的役割、目指すべき学校像をスクール・ミッションとして再定義することが必要である。
- スクール・ミッションは、在籍する生徒はもとより、高等学校に関わる保護者、地

⁵³ 本文8p参照。

域住民，地方公共団体や地元産業界等に対して分かりやすく学校の役割や理念を示すとともに，学校内の教職員にとっても様々な教育活動を実施する上でその基礎をなす理念として共有されるものであるという観点から検討される必要がある。

②各高等学校の入口から出口までの教育活動の指針として3つのスクール・ポリシーの策定

- 再定義されたスクール・ミッションを画餅にしないためには，各学校において育成すべき資質・能力を明確化・具体化するとともに，学校全体の教育活動の組織的・計画的な改善に結実させることが不可欠である。その際，高等学校教育の入口から出口までの教育活動について，一貫した体系的なものに再構成するため，卒業の認定に関する方針（グラデュエーション・ポリシー），教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー），入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）の3つのポリシー（以下「スクール・ポリシー」と総称する。）を各高等学校において策定・公表し，整合性のある教育活動の指針とする必要がある。
- 各高等学校においては，スクール・ポリシーを起点として，教育課程や個々の授業，入学者選抜の在り方等について不断の改善を図らなければならず，そのために，校長をはじめとする管理職を中心に，全教職員が連携協力しながら教科等や学年の垣根を越えたカリキュラム・マネジメントを実施することや，授業改善のための組織的な体制整備や設置者による指導助言・支援も必要となる。

③「普通教育を主とする学科」の弾力化・大綱化（普通科改革）

- 現行法令上，「普通教育を主とする学科」は普通科のみとされているが，約7割の高校生が通う学科を「普通科」として一括りに議論するのではなく，普通教育を主とする学科を置く各高等学校がそれぞれの特色化・魅力化に取り組むことを促進するため，スクール・ミッションに基づく取組を可視化し，情報発信を強化する観点から，「普通教育を主とする学科」の種類の弾力的・大綱的な措置をとることが考えられる。
- 普通教育を主とする学科として，普通科に加えて，例えば，
 - ・SDGsの実現や Society5.0における現代的な諸課題への対応を図るために，学際科学的な学びに重点的に取り組む学科
 - ・地域や社会の将来を担う人材の育成を図るために，地域社会が抱える課題の解決に向けた学びに重点的に取り組む学科
 - ・その他普通教育として求められる教育内容であって特色・魅力ある教育を実現すると認められる学科を各設置者の判断により設置できるようにすることが求められるが，各学校の要件設定や，当該学科ならではの学びを柔軟な形で実現できるようにするための制度的な措

置について検討が必要である。

④産業界と一体となって地域産業界を支える革新的職業人材の育成（専門学科改革）

- 職業教育を主とする学科を置く高等学校（以下「専門高校」という。）においては、技術革新・産業構造の変化、グローバル化等、社会の急激な変化に伴い、修得が期待される資質・能力も変わってきており、今後とも大きく変わることが考えられる中、地域の持続的な成長を支える最先端の職業人育成を担っていくには、加速度的な変化の最前線にある地域の産業界で直接的に学ぶことができるよう、産業界と高等学校と一体となった、社会に開かれた教育課程の推進が重要である。
- 具体的には、これまでの企業等の外部講師の招へいやインターシップ等の連携から更に進化し、経済団体等の産業界を核として、地域の産官学の関係者が一体となり、将来の地域産業界の在り方を検討し、その検討の中で、専門高校段階での人材育成の在り方を整理し、それに基づく教育課程の開発・実践を行うことが必要である。
- また、専門高校を卒業後に大学や専門学校等に進学する生徒も少なくない⁵⁴ことから、高等教育機関等と連携し、先取り履修等の取組の推進も考えられる。また、地域の産業界、行政が一体となって考える地域の将来構想においては、専攻科制度の活用や高等専門学校への改編も視野に入れた、必ずしも3年間に限らない教育課程の開発・実施や、高等教育機関と連携した一貫した教育課程の開発・実施の検討も考えられる。

⑤新しい時代にこそ求められる総合学科における学びの推進

- 近年の技術革新に伴い、産業界で必要な専門知識や技術が日々変化している現代においては、特定の専門分野のみならず様々な分野に関する知識・技術が求められる。多くの開設科目から主体的な選択履修が可能であるという特徴を有する総合学科においては、自分とは異なる興味・関心を持つ生徒と共に多様な科目を履修することで、自らの進路を見つめ直しつつ、多様な分野に関する知識及び技能や異分野と協働する姿勢といった、これからの時代に求められる資質・能力を育成することが期待されている。
- 多様な開設科目という総合学科の特徴を生かした教育活動を展開するためには、授業を通じて生徒の目的意識や将来への自覚を高める必要があり、そのために、「産業社会と人間」を核として、他教科・科目等とのつながり及び2年次以降の学びとの接続を意識したカリキュラム・マネジメントを行うことが必要である。また、自校では開

⁵⁴ 文部科学省「令和元年度学校基本調査」によると、平成31（2019）年3月に専門学科を卒業した者について、大学等への進学が27.9%、専修学校への進学が21.0%、就職が46.8%となっている。

設できない科目について、ICT も活用して他の高等学校の科目を履修して単位認定する仕組みの活用や、外部人材の活用を推進することも求められる。

⑥高等教育機関や地域社会等の関係機関と連携・協働した高度な学びの提供

- 各高等学校が掲げるスクール・ミッションや各学校の実情等に基づき、特色・魅力ある教育活動を展開するための方策として、地域社会や高等教育機関、企業等の関係機関と連携・協働することが求められる。もとより、子供たちの資質・能力は学校だけで育まれるものではないことから、一つの学校で全てを完結させるという「自前主義」から脱却し、学校内外の教育資源を最大限活用して、関係機関にも開かれた教育活動が行われる必要がある。
- 関係機関との連携・協働に当たっては、校長をはじめとする管理職がリーダーシップを発揮し、設置者である教育委員会等による積極的な支援・関与も得ながら、人材配置も含め複数の機関との連携・協働をコーディネートする体制を構築し、地域の実情に応じてコンソーシアムという「組織対組織」の形でつながりを作ることが必要である。
- 国内外の大学や企業等との連携・協働という教育資源は、ともすれば都市部に集中しがちであるが、複数の学校によって構成される学校間のネットワークを構築することなどにより、各地域において文系・理系にかかわらない高度な学びを提供可能とする取組を進めることも必要である。

(3) 定時制・通信制課程における多様な学習ニーズへの対応と質保証

- ①専門スタッフの充実や関係機関との連携強化、ICT の効果的な活用等によるきめ細かな指導・支援
 - 定時制・通信制課程では、多様な生徒が入学している実態にきめ細かく対応し、個々の生徒の状況に応じた学習活動や日々の生徒指導、教育相談、将来を見通した進路指導など、多様な生徒の学習形態や進路希望に対応した教育活動が行われている。
 - 今後とも生徒一人一人の実態や学習ニーズに応じた教育活動をより一層推進していくことが期待されるものであり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの充実や、大学、専門学校等の高等教育機関や企業、ハローワーク等との連携促進、学び直しなど補習等の支援や外部との連携・協働を行うための職員の配置促進等を更に図っていくことが望ましいものと考えられる。
 - また、多様な学習ニーズに応じてより一層きめ細かく対応していくことができるよ

う、ICT を効果的に利活用した指導・評価方法の在り方等について検討を行い、必要な方策を講じていくことが考えられる。

- さらには、高校生が身に付けるべき資質・能力の確実な定着を図り、高校生一人一人の能力を最大限引き出していくことができるよう、生徒一人一人の学習ニーズを的確に踏まえた上で、各学校の特色に応じた学校教育活動の PDCA サイクルを確立させていくことが重要であると考えられる。

②高等学校通信教育の質保証

- 通信制課程を置く高等学校は、関係法令を当然に順守するとともに、ガイドラインをしっかりと踏まえた上で学校運営や教育活動を実施することが求められるが、未だに不適切な学校運営や教育活動を行っている学校も少なからず見られる⁵⁵。
- そのため、通信制課程を置く高等学校で学ぶ全ての生徒が適切な教育環境のもとで存分に学ぶことができるよう、高等学校通信教育の質保証を徹底するべく、教育課程の編制・実施の適正化の観点から通信教育実施計画の作成義務化、サテライト施設の教育水準の確保の観点から面接指導等実施施設の教育環境の基準の明確化、多様な生徒にきめ細かく対応するための指導体制の充実の観点から面接指導は少人数を基幹とすべきことの明確化、主体的な学校運営改善の徹底の観点から教育活動等の状況に関する情報公開の義務化といった対応方策が考えられる。

（４）STEAM 教育等の教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成

- 教育再生実行会議第 11 次提言において、幅広い分野で新しい価値を提供できる人材を養成することができるよう、STEAM 教育の推進が提言された。高等学校改革を取り上げた本提言において、STEAM 教育は「各教科での学習を実社会での問題発見・解決にかしていくための教科横断的な教育」とされている。この STEAM 教育については、国際的に見ても、各国で定義が様々であり、STEM (Science, Technology, Engineering, Mathematics) に加わった A の範囲をデザインや感性などと狭く捉えるものや、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲で定義するものもある。

⁵⁵ 例えば、広域の通信制の課程を置く高等学校に対する実地での立入り調査（点検調査）では、100 人を超える生徒に対して教師が 1 名で面接指導を実施する事例、生徒が独自に行ったアルバイトを特別活動の時間としてカウントする事例、特別活動を年間指導計画に位置付けていない事例、年度途中で行われる集中スクーリングにおいて、集中スクーリングとして 1 日に 50 分の面接指導を 13 コマも実施することとしている事例、年間の添削指導が全て終わっていないにもかかわらず、年間の面接指導及び試験を全て行うこととする事例、サテライト施設サテライト施設において担当教科・科目の教師によらない指導又は学習支援の時間を当該教科・科目の面接指導の時間数としてカウントする事例、法令上義務付けられている自己評価の実施及び公表がなされていない事例などが確認されている。

- STEAM 教育の目的には、前述の人材育成の側面と、STEAM 分野が複雑に関係する現代社会に生きる市民の育成の側面がある。各教科等の知識・技能等を活用することを通じた問題解決を行うものであることから、課題の選択や進め方によっては生徒の強力な学ぶ動機付けにもなる。一方で、STEAM 教育を推進する上では、高等学校の多様な実態を踏まえる必要がある。科学技術分野に特化した人材育成の側面のみに着目して STEAM 教育を推進すると、例えば、学習に困難を抱える生徒が在籍する学校においては実施することが難しい場合も考えられ、学校間の格差を拡大する可能性が懸念される。教科等横断的な学習を充実することは学習意欲に課題のある生徒たちにこそ非常に重要であり、生徒の能力や関心に応じた STEAM 教育を推進する必要がある。
- このため STEAM 分野が複雑に関係する現代社会に生きる市民として必要となる資質・能力の育成を志向する STEAM 教育の側面に着目し、STEAM の A (Arts) の範囲を芸術、文化のみならず、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲で定義し、推進することが重要である。
- このような形で捉えれば、STEAM 教育は高等学校の新学習指導要領に新たに位置づけられた「総合的な探究の時間」や「理数探究」と、
 - ・ 実生活、実社会における複雑な文脈の中に存在する事象などを対象として教科等横断的な課題を設定する点
 - ・ 課題の解決に際して、各教科等で学んだことを統合的に働かせながら、探究のプロセスを展開する点
 など多くの共通点があり、各高等学校において、新学習指導要領に基づいた教育を着実に実施し、探究学習における生徒の良い点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすることに努めることが重要である。
- その際、STEAM 教育の特性を生かし、実社会につながる課題の解決等を通じた問題発見・解決能力やレポートや論文等の形式で課題を分析し、論理立てて主張をまとめること等を通じた言語能力の育成、情報手段の操作の習得、プログラミング的思考の育成等も含めた情報活用能力の育成といった教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成を図ることが重要であり、その実現のためにはカリキュラム・マネジメントを充実する必要がある。

そのため、新学習指導要領の下、教育課程の実施状況を評価してその改善を図るとともに、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制の確保を進め、地域や高等教育機関、行政機関、民間企業等と連携・協働しつつ、各高等学校において生徒や地域の実態にあった探究学習を充実することが重要である。

また、教員養成や教員研修の在り方も併せて検討していくことが重要である。
- また、実社会での問題発見・解決にいかしていく視点から生徒が自らテーマを設定し、学習を進めるためには、生徒が地域や産業界などと多様な接点を持ち、社会的な課題や

現在行われている取組などについて学ぶことが必要である。生徒が多様な機会を得ることができるよう、社会全体で取組を進めることが求められる。

- さらに、STEAM 教育などの教科等横断的な学習の前提として、小学校、中学校、高等学校などの各教科等の学習も重要であることは言うまでもない。各学校において、習得・活用・探究という学びの過程を重視しながら、各教科等において育成を目指す資質・能力を確実に育むとともに、それを横断する学びとしての STEAM 教育を行い、さらにその成果を各教科に還元するという往還が重要である。
- また、STEAM 教育を進める上では、幼児期からの科学的な体験の充実や、小学校、中学校において、高等学校での STEAM 教育につながるような総合的な学習の時間をはじめとする教科等横断的な学習や探究的な学習の充実に努めることが重要である。その際、発達の段階に応じて、子供たちの興味・関心等を生かし、子供自身が主体的に学習テーマや探究方法等を最適化することを教師が促すことが求められる。

4. 新時代の特別支援教育の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 特別支援教育は、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。
- 一方で、少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認識の高まり、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する制度の改正⁵⁶等により、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒が大きく増加しているなど、特別支援教育を巡る状況が変化している。また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大による臨時休業により特別支援学校を始めとする学校が障害のある子供にとってのセーフティネットとしての役割を果たすなど、社会全体で特別支援教育が果たしている機能や役割等が再認識されるとともに、特別支援学校等だけでその全ての期待に

⁵⁶ 平成 25（2013）年の学校教育法施行令の改正により、障害のある子供の就学手続きに以下①～③の改正が行われた。

- ① 市町村の教育委員会は、就学予定者のうち就学基準に該当する児童生徒について、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、保護者及び専門家の意見等を勘案して、総合的な観点から就学先を決定する仕組みの創設。
- ② 視覚障害者等で、その障害が学校教育法施行令第 22 条の 3 の表に規定する程度の児童生徒が、区域外の小中学校へ就学する場合の規定の整備。
- ③ 小中学校への就学時又は転学時における保護者及び専門家からの意見聴取機会拡大。

応えることの難しさなど、今後の課題も明らかになりつつある。

- また、障害者の権利に関する条約⁵⁷に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要がある。

（２）障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

①就学前における早期からの相談・支援の充実

- 障害のある子供の就学前の学びや支援は、特別支援学校幼稚部、幼稚園・保育所・認定こども園のほか、児童発達支援センター・児童発達支援事業所・民間の療育センターなど多様な場で行われているが、特別支援教育を推進するための人的体制等は必ずしも十分でない状況である。
- このため、特別支援教育コーディネーター⁵⁸の指名等の園内体制の整備や関係機関との連携、外部専門家等との連携による人的体制の充実とともに、特に幼児教育の観点から特別支援教育を充実するために教師や特別支援教育支援員の資質の向上に向けた研修機会の充実が必要となる。
- また、早期からの支援やきめ細かい就学相談を行うため、５歳時健診の活用など福祉部局や幼稚園等と連携して障害のある子供の状況を把握することが重要であるとともに、就学相談において、本人や保護者が正確な情報を得て理解したうえで意向を表明できるよう、可能な範囲で医学等の専門的見地も含めた卒業までの子供の育ちの見通し等について、情報提供を行うことが重要である。

②小中学校における障害のある子供の学びの充実

- 小学校等における特別な支援を必要とする児童生徒への学びの場や指導体制は段階的に充実してきているが、特に特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の

⁵⁷ 障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。平成 18（2006）年 12 月 13 日に国連総会において採択され、平成 20（2008）年 5 月 3 日に発効。我が国は平成 19（2007）年 9 月 28 日に条約に署名し、平成 26（2014）年 1 月 20 日に批准、同年 2 月 19 日に効力発生。

⁵⁸ 校内や福祉、医療等の関係機関との間の連絡調整役として、あるいは、保護者に対する学校の窓口として、校内の関係者や関係機関との連携協力の強化を図る職員。

充実の観点から、通常の学級に特別支援学級の児童生徒の副次的な籍を導入し、学級活動や給食等については原則共に行うこととすることや、教科学習についても、児童生徒の障害の程度等を踏まえ、共同で実施することが可能なものについては、年間指導計画等に位置付けて、年間を通じて計画的に実施することが必要である。

- 発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒が通常の学級に在籍すること等を踏まえ、各学級では、チェックリスト等を活用して、在籍している児童生徒の読み書き等の特性について把握し必要な支援を行うことが重要である。また、小学校等に在籍する障害のある児童生徒が、在籍する学校で専門性の高い通級による指導を受けられるよう、通級による指導の担当教師が児童生徒の在籍する小学校等を巡回して行う指導や、他の小学校等の通級による指導の担当教師の専門的な指導を ICT・遠隔技術の活用により在籍する学校で受けられるような取組を進めることが重要である。
- これまでの通級による指導の実施状況や、モデル事業の取組や成果⁵⁹を踏まえ、授業時数や内容、担当する教師の専門性の向上、知的障害単一の児童生徒への通級による指導の適否等について、引き続き検討が必要である。近年においては、特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒が増加^{14 15}する中、これまで以上に、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ取組が求められていることから、地方公共団体における多様な取組について、その効果や課題を踏まえ、特別支援教室構想⁶⁰の具体化に向けた検討を引き続き進める必要がある。
- 通級による指導の担当教師等の配置については、義務標準法の規定に基づいた改善を計画的かつ着実に実施するとともに、各都道府県・指定都市における児童生徒の実態に応じた柔軟な配置などにより、特別な支援を必要とする児童生徒への指導体制の充実を図る必要がある。

③特別支援学校における教育環境の整備

- ICT を活用した在宅就労など特別支援学校卒業者の就労先が広がる中、従来の事業所に通勤・通所する形態のみならず、在宅での労働などの形態についても視野に入れた職業教育、進路指導等が行えるよう、ICT を活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発を行う必要がある。

⁵⁹ 発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援事業のうち通級による指導担当教員等専門性充実事業（平成 28（2016）年度～令和 2（2020）年度）、特別支援教育に関する実践研究充実事業のうち知的障害に対する通級による指導についての実践研究（平成 29（2017）年度～令和元（2019）年度）等。

⁶⁰ 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成 24（2012）年 7 月 23 日 中央教育審議会初等中等教育分科会）において、「小・中学校において、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障害のある児童生徒が、原則として通常の学級に在籍し、教員の適切な配慮、ティーム・ティーチング、個別指導や学習内容の習熟に応じた指導等の工夫により通常の学級において指導を行いつつ、必要な時間に特別の場で障害に応じた教科指導や、障害に起因する困難の改善・克服のための指導を行う形態」としている。

- 特別支援学校の教育環境を改善するため、国として特別支援学校に備えるべき施設等を定めた設置基準を策定するとともに、在籍者の増加に伴う教室不足⁶¹の解消に向けて、特別支援学校の新設や増築を行ったり、他の学校の余裕教室を特別支援学校の教室として確保したりする等の集中的な施設整備の取組⁶²を推進することが求められる。
- また、幼児教育段階、高等学校段階における特別支援教育を推進するためのセンタ－的機能⁶³の充実に資するような方策や設置者を越えた学校間の連携を促進するための体制の在り方についても検討する必要がある。
- 障害のある児童生徒の様々な学びの場における学びの連続性を高めるため、知的障害者である児童生徒に対する各教科等の在り方について検討を進めるとともに、各教科等の授業改善に向けた積極的な取組が求められる。
- 特別支援学校に在籍する児童生徒が居住する地域の学校に副次的な籍を置く取組については、居住する地域との結び付きを強めたり、居住する地域の学校との交流及び共同学習を継続的に推進したりするうえでも有意義である。

④高等学校における学びの場の充実

- 高等学校では平成 30（2018）年度から通級による指導が行われているが、開始されて間もないため、教師が発達障害等のある生徒の指導について十分な知識や経験が少ない場合がある。
- 制度化されて間もない通級による指導の充実やその指導体制、指導方法の確立など、特別支援教育コーディネーターや通級による指導の担当教師を中心に、校長のリーダーシップのもと、学校全体で高等学校における特別支援教育の充実に取り組むことが重要である。
- 発達障害等のある生徒の中には、本人や保護者が障害の可能性に気が付いていない場合もあることから、気になる生徒の実態把握を行い、本人等の意向も踏まえつつ、

⁶¹ 令和元（2019）年 5 月 1 日時点で、全国の特別支援学校で 3,162 教室が不足している（文部科学省「公立特別支援学校における教室不足調査（令和元年度）」）。

⁶² 令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までを「集中取組期間」としており、この期間に合わせて、各学校設置者が行う特別支援学校の用に供する既存施設の改修事業について国庫補助の算定割合を引き上げている。

⁶³ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 74 条に規定する、特別支援学校が幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の要請に応じて、障害のある幼児、児童又は生徒の教育に関する助言や援助を行うよう努める役割。

卒業後を見据えた適切な指導や必要な支援を実施していくための支援体制の構築も重要である。

- 特別支援学校の有する自立活動の指導のノウハウや、障害のある生徒の就職等に関する知見が活用され、それぞれの児童生徒に応じた適切な指導や支援ができるよう、高等学校が特別支援学校との連携を強化することが必要である。
- 進学先の高等学校や卒業後の進路先に対し、生徒に必要な支援の内容や環境整備についての情報が適切に引き継がれるように、関係機関等の連携促進が必要である。

（３）特別支援教育を担う教師の専門性向上

①全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性

- 全ての教師には、障害の特性等に関する理解や、個別の教育支援計画・個別の指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な知識が必要である。加えて、障害による学習上又は生活上の困難について本人の立場に立って捉え、それに対する必要な支援の内容を一緒に考えていくような経験や態度が求められる。また、こうした経験や態度を、多様な教育的ニーズのある子供がいることを前提とした学級経営・授業づくりに生かしていくことが必要である。
- また、目の前の子供の障害の状態等により、学習上又は生活上の困難さが異なることを理解し、個に応じた分かりやすい指導内容や指導方法の工夫を検討し、子供が意欲的に課題に取り組めるようにすることが重要である。その際、困難さに対する配慮等が明確にならない場合などは、専門的な助言又は援助を要請したりするなどして、主体的に問題を解決していくことができる資質や能力が求められる。
- このため、管理職や通級による指導の担当教師等が中心となり、全ての教師が日々の勤務の中で必要な助言や支援を受けられる体制を構築することが重要である。
- 特に、自閉症や知的障害に係る児童生徒数が増加している⁶⁴ことから、これに係る教師の専門性の向上や人材育成は急務であり、独立行政法人国立特別支援教育総合

⁶⁴ 文部科学省「通級による指導実施状況調査」によると、自閉症や知的障害に係る児童生徒数は以下のとおりとなっている。

・ 自閉症・情緒障害の特別支援学級に在籍する児童生徒の数は、平成 25（2013）年度には、小学校 53,328 人、中学校 20,788 人となっているところ、令和元（2019）年度には、小学校 99,496 人、中学校 35,849 人となっている。

・ 自閉症により通級による指導を受けている児童生徒の数は、平成 25（2013）年度には、小学校 10,680 人、中学校 1,628 人となっているところ、令和元（2019）年度には、小学校 21,216 人、中学校 4,051 人となっている。

・ 知的障害の特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の数は、平成 25（2013）年度には、75,016 人とな

研究所と筑波大学附属久里浜特別支援学校とが連携した取組⁶⁵等により、体制の充実や取組を加速する必要がある。

②特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる特別支援教育に関する専門性

- 特別支援学級や通級による指導の担当教師には、実際に指導に当たるうえで必要な、特別な教育課程の編成方法や、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成方法、障害の特性等に応じた指導方法、自立活動を実践する力、障害のある児童生徒の保護者支援の方法等に関する専門性の習得が求められる。
- 特に、児童生徒の実態に応じて教育課程が異なる場合のある特別支援学級では、各教科等での目標が異なる児童生徒を同時に指導する実践力が求められる。
- しかしながら、各学校の特別支援学級や通級による指導を担当する教師の人数は少なく、研修に参加しにくい環境にあることから、OJT（On-the-Job Training）やオンラインなど多様な研修方法の工夫により、参加しやすい研修を充実する必要がある。また、発達障害のある児童生徒に携わる教師に求められる専門性や研修の在り方に関する具体的な検討が求められる。

③特別支援学校の教師に求められる専門性

- 多様な実態の子供の指導を行うため、特別支援学校の教師には、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して、これを各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能の習得や、学校内外の専門家等とも連携しながら専門的な知見を活用して指導に当たる能力が必要である。
- また、障害のある児童生徒の一定数が複数の障害を重複していることを踏まえた対応が必要である。例えば、盲ろうの児童生徒は、情報の入力や出力の観点から補完関係にある視覚と聴覚の両方に障害がある特異な障害であるため、盲ろうの障害の独自性に合わせた指導事例の収集や、指導や支援のポイントの整理等を進めるなど、専門性の高い教師の育成を支えていく必要がある。
- さらに、広域での研修の仕組みや人事交流を可能とする仕組みの構築などのほか、

っているところ、令和元（2019）年度には95,278人となっている。

・知的障害の特別支援学級に在籍する児童生徒の数は、平成25（2013）年度には、小学校59,738人、中学校30,665人となっているところ、令和元（2019）年度には、小学校90,462人、中学校38,105人となっている。

⁶⁵ 筑波大学附属久里浜特別支援学校では知的障害を伴う自閉症児への教育研究を進めており、両機関は教育研究協力に係る協定を締結し共同研究を進めている。

養成段階では現在の総単位数の中で、特別支援学校学習指導要領等を根拠に、特別支援学校の教師として押さえておくべき内容を精選するとともに、発達障害など全ての学校種で課題となっている内容についても学べるよう、内容を再検討することが必要である。併せて、特別支援学校教諭の教職課程の質を担保・向上させるため、小学校等の教職課程同様、共通的に修得すべき資質・能力を示したコアカリキュラムを策定することが必要である。

（４）関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

- 特別な支援が必要な子供に対して、幼児教育段階からの一貫した支援を充実する観点からも保健・医療・福祉・教育部局と家庭との一層の連携や、保護者も含めた情報共有や保護者支援のための具体的な連携体制の整備を進める必要がある。その際、福祉施設が行う保育所等訪問支援事業等の取組について、学校関係者にも十分に周知する必要がある。また、障害のある子供に対する支援に係る情報や相談窓口の情報について、障害の有無に関わらず全ての保護者に周知されるよう情報提供を行うことが重要である。
- 早期からのキャリア教育では、保護者や身近な教師以外の大人とのコミュニケーションの機会や、自己肯定感を高める経験、産業構造や進路を巡る環境の変化等の現代社会に即した情報等について理解を促すような活動が自己のキャリア発達を促すうえで重要であることから、その実施に当たっては、地域の就労関係機関との連携等による機会の確保の充実が必要である。
- 就職後の定着を図るため、関係機関・関係者間で必要な配慮等の確実な引継ぎがなされるよう、教育における個別の教育支援計画と、福祉におけるサービスの利用計画や事業所の個別支援計画、労働における移行支援計画とが一体的に情報提供や情報共有ができるような仕組みの検討や就職時及び就職後のアフターケアなどの就労支援の充実が必要であり、そのためには、卒業時の移行支援や卒業後の就労支援における特別支援学校と関係機関との役割や連携の在り方などの検討が必要である。
- 特に、医療的ケアが必要な子供⁶⁶への対応については、安心して学校で学ぶことができるよう、また、その保護者にも安全・安心への理解が得られるよう、学校長の管理下において、担任、養護教諭、関係する医師、看護師などがチームを編成し、一丸となって学校における医療的ケアの実施体制を構築していくことが重要である。そのためには、保健、医療、福祉部局とも連携した医療的ケアを担う看護師の人材確保や配置等による環境整備を進めることが必要である。

⁶⁶ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の6第2項に規定する人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児。

- このような状況を踏まえ、特別支援学校をはじめとする各学校で行われている医療的ケアの重要な役割を担う、学校に置かれる看護師を法令上位置付けることの検討や、中学校区に医療的ケア拠点校を設ける検討を行うべきである。

5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、関連施策の制度設計を行う必要がある。
- また、日本語指導が必要な外国人児童生徒等⁶⁷が将来への現実的な展望が持てるよう、キャリア教育や相談支援などを包括的に提供することや、子供たちのアイデンティティの確立を支え、自己肯定感を育むとともに、家族関係の形成に資するよう、これまで以上に母語、母文化の学びに対する支援に取り組むことも必要である。
- 加えて、日本人の子供を含め、多様な価値観や文化的背景に触れる機会を活かし、多様性は社会を豊かにするという価値観の醸成やグローバル人材の育成など、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育に更に取り組むべきである。

(2) 指導体制の確保・充実

①日本語指導のための教師等の確保

- 外国人児童生徒等の母語についても多様化が進むなか⁶⁸、日本語の指導や教科の補習等の特別な指導を受けている児童生徒の割合は8割前後にとどまっており⁶⁹、外国人児童生徒等に対しては、学校生活に必要な日本語の学習とともに、日本語と教科を統合した学習を行い、教科学習に自立的に参加できる力を養うなど、組織的かつ体系的な指導が必要である。
- このため、「特別の教育課程⁷⁰」による日本語指導など、必要な指導・支援を行うこ

⁶⁷ 日本語指導が必要な児童生徒の中には日本国籍の子供も存在する。このため、以降はこれらを総称して「外国人児童生徒等」と呼ぶ。

⁶⁸ 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成30年度）」によると、日本語指導が必要な児童生徒の母語等はポルトガル語、中国語、フィリピン語、スペイン語が大半を占めるが、その他の言語も増加している。

⁶⁹ 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成30年度）」によると、日本語指導等の特別な指導を受けている児童生徒の割合は、外国籍で79.5%、日本国籍で74.4%となっている。

⁷⁰ 平成26（2014）年1月に学校教育法施行規則を改正し、外国人児童生徒等の在籍学級以外の教室で行われる指導について、特別の教育課程を編成・実施することができるよう制度を整備した（施行は同年

とができる日本語指導担当教師等の配置については、義務標準法の規定に基づいた改善を計画的かつ着実に実施するとともに、各都道府県・指定都市における児童生徒の実態に応じた柔軟な配置などにより、日本語指導が必要な児童生徒への指導体制の充実を図ることが必要である。なお、特に散在地域においては、対象の児童生徒が1～2名在籍する学校が点在するような状況が想定されることから、教師・支援員等の配置の工夫やICTの活用等を通じ、適切な指導体制の構築を図ることが望ましい。

- また、日本語指導補助者⁷¹・母語支援員⁷²等を地方公共団体が配置する際に、文部科学省の補助事業⁷³による支援を活用できるよう、事業を継続するとともに、事業内容の周知を徹底し、一層の活用を促進する。「チーム学校」の観点に基づき、管理職のマネジメントの下、日本語指導担当教師、日本語指導補助者、母語支援員、在籍学級担任、関係教職員等が連携し、学校全体で体制を構築することが重要である。
- さらに、新たな指導人材の確保と学校における日本語指導の専門性の向上の観点から、日本語教師の積極的な活用を検討することが必要である。

②学校における日本語指導の体制構築

- 外国人児童生徒等に対しきめ細かい指導・支援を行うためには、日本語指導の拠点となる学校を整備し、これらの拠点を中心とした指導体制の構築を図るなどの取組が有効と考えられる。その際、外国人が集住する地域であるか散在する地域であるか等、それぞれの地域の実情を踏まえた体制構築の在り方を検討することが重要である。
- 拠点校方式等の指導体制構築や、来日直後・小学校入学直後等の初期集中支援実施のため、文部科学省が実施する補助事業について、地方公共団体において一層有効に活用されるよう、事業内容や実践事例の周知の充実を図るべきである。

③地域の関係機関との連携

- 外国人児童生徒等の教育を進めるに当たっては、教育委員会と、国際交流部局や福祉部局などの首長部局や、地域のボランティア団体、日本語教室等との連携が不可欠であり、指導体制の構築が進められるよう、引き続き補助事業を実施し、その活用を促進する。

4月1日)

⁷¹ 教師と連携し、外国人児童生徒等に対する日本語指導等を実施する支援者を指す。

⁷² 外国人児童生徒等の母語を話すことのできる支援者を指す。児童生徒や保護者と教師等の間の通訳や、母語による学習の補助、相談支援などを行う。

⁷³ 拠点校を中心とした日本語指導等の指導体制構築等に対する補助事業である「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」のことを指す。

- 特に、教員養成を行う大学等と連携することにより、指導体制の構築に対する助言や共同研究等の取組が期待される。また、従業員として外国人を多く雇用する企業等と地方公共団体との連携による取組も期待される。

(3) 教師等の指導力の向上，支援環境の改善

①教師等に対する研修機会の充実

- 教育委員会が独自に実施する現職教師のための研修の他、法定研修や免許状更新講習、校内研修など、各地域において、外国人児童生徒等の教育に関する知識を学ぶ場が設けられるよう、外国人児童生徒等教育アドバイザー⁷⁴も活用しつつ、文部科学省が開発した「外国人児童生徒等教育を担う教師等の養成・研修モデルプログラム⁷⁵」の普及を進める必要がある。
- また、大学等における履修証明などにより、日本語指導担当教師等が専門知識を習得し、それを証明できる仕組みの構築について検討を行う必要がある。

②教員養成段階における学びの場の提供

- 現在の大学における教員養成課程では、外国人児童生徒等に関する内容は各地域の実情に応じて取り扱われているが、今後、全国的に外国人児童生徒数の増加が予想される⁷⁶ことから、教員養成課程における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けについて検討を行う必要がある。

③日本語能力の評価，指導方法・指導教材の活用・開発

- 日本語能力を評価し、その能力に応じた適切な指導を行うため、「外国人児童生徒のための JSL⁷⁷対話型アセスメント DLA⁷⁸」（以下「DLA」という。）に基づく評価を実施し、その後の指導計画の作成に結び付けていくことが重要であり、地方公共団体が外国人児童生徒等教育アドバイザーを講師として活用し、DLA による評価・指導方法に

⁷⁴ 増加する外国人児童生徒等の教育の充実を図るため、教育委員会へのアドバイスや教員研修の充実を目的として、令和元年（2019）度より文部科学省において運用を開始。

⁷⁵ 外国人児童生徒等の教育に携わる教師等の専門性の向上のため、教育委員会、学校、大学等における養成・研修に資する体系的なモデルプログラムについて、文部科学省が日本語教育学会に開発を委託したもの（平成 29（2017）年度～令和元（2019）年度）。

⁷⁶ 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」及び出入国在留管理庁「在留外国人統計」において、日本語指導が必要な児童生徒、在留外国人の増加傾向が続いており、今後も同様の傾向が予想される。

⁷⁷ JSL（Japanese as a Second Language）とは、第二言語としての日本語のこと。

⁷⁸ DLA（Dialogic Language Assessment）とは、平成 26（2014）年 1 月に文部科学省が発行した、学校において利用可能な日本語能力測定のためのアセスメントツールのこと。

関する教員研修を実施することにより、日本語能力評価手法の普及促進を図る必要がある。

- 文部科学省が運営する情報検索サイト「かすたねっと⁷⁹」について、登録されている教材・指導資料の充実や検索機能の充実を図り、各学校・教師等による活用を促進するとともに、来日・帰国したばかりの外国人児童生徒等や保護者が日本での学校生活等について理解を深められるよう、多言語による動画コンテンツを作成・配信する必要がある。

④外国人児童生徒等に対する特別な配慮等

- 障害のある外国人児童生徒等が特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導において学ぶ際には、児童生徒等の障害の状態等に応じたきめ細かい指導・支援が行われるよう、文部科学省の補助事業も活用した指導体制の構築が必要である。
- さらに、「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」の活用や文部科学省と独立行政法人特別支援教育総合研究所との連携等により、障害のある外国人児童生徒等の在籍状況や指導・支援の状況について把握を進め、今後の対応を図っていくことが必要である。

(4) 就学状況の把握、就学促進

- 全ての外国人の子供がいずれかの教育機関に就学することを目標に、国、地方公共団体を挙げて、学齢期の子供を持つ外国人に対し、就学促進の取組を実施することにより、着実に就学につなげていくことが求められる。
- 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2（2020）年6月23日閣議決定）に基づき、就学促進のために講ずべき事項として文部科学省が示した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」（令和2（2020）年7月1日。以下「就学促進等の指針」という。）を踏まえ、住民基本台帳等に基づき、学齢簿の編製にあたり全ての外国人の子供の就学状況についても一体的に管理・把握することなどについて、地方公共団体の取組を促進することが必要である。
- 母国等において日本の義務教育に当たる9年間の教育課程を修了せずに来日し、日本での学齢を超過した外国人についても、公立中学校において受入れを行うなど、引き続き弾力的な対応を進めるとともに、夜間中学における受入れが一層促進されるよう、外

⁷⁹ 各都道府県・市町村教育委員会等が作成・公開している、多言語による文書や日本語指導・教科指導のための教材等を文部科学省が収集し、登録した情報検索サイト。

国人に対する夜間中学の入学案内の実施や、各都道府県における夜間中学の設置を促進することが必要である。

(5) 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

- 外国人児童生徒等が自己肯定感を高め、将来のキャリアや職業、生活などに夢や希望を持って学習を続けられるようにするためには、高等学校・大学等への進学や就職等の進路選択を支援することが重要である。
- 就学促進等の指針を踏まえ、外国人生徒等が在籍する全ての都道府県で、公立高等学校入学者選抜においてこれら生徒等を対象とした特別の配慮（例えばルビ振り、辞書の持ち込み、特別定員枠の設置等）が講じられることを目指し、実施状況や先進的な取組事例について、現状を把握、地方公共団体に情報を共有し、取組を促すべきである。
- また、教育委員会・学校が関係機関と連携し、高等学校における日本語指導等の体制構築や、中学校・高等学校段階の外国人生徒等に対する進路指導・キャリア教育の取組が進められるよう、文部科学省が実施する補助事業を継続するとともに、地方公共団体における活用を促進することが必要である。
- さらに、高等学校における外国人生徒等への指導の充実を図るため、「特別の教育課程」の適用を含め、取出し方式による日本語指導の方法や制度的な在り方、高等学校版 JSL カリキュラム⁸⁰の策定について、検討を進めるべきである。

(6) 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援

- 学校においては、日本人を含む全ての児童生徒等が、我が国の言語や文化に加えて、多様な言語や文化、価値観について理解し、互いを尊重しながら学び合い、異文化理解や多文化共生の考え方が根付くような取組を進めることが重要である。
- そのため、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の在り方について、教員養成大学や教育委員会、学校等の協力を得て、集住地域において研究を行う。また、その成果も踏まえ、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を進めるとともに、教員養成課程において、異文化理解や多文化共生に関する履修内容の充実を図るべきである。
- また、幼稚園や保育所等の就学前教育段階でも、外国人幼児や日本語を話すことので

⁸⁰ 文部科学省において、日本語指導と教科指導を統合し、学習活動に参加するための力の育成を目指して開発したカリキュラム。平成 15（2003）年 7 月に小学校編を、平成 19（2007）年 3 月に中学校編を公表した。

きない子供が存在している。しかし、このような子供を受け入れることのできる体制が整っていない幼稚園等が多く、外国人保護者に対する通訳派遣の取組にも地域によって差がある等の課題がある⁸¹。そのため、言語や文化の違いを尊重した保護者との連携も含め、幼児期の特性を踏まえた指導上の留意事項等の整理や研修の機会の確保が求められている。

6. 遠隔・オンライン教育を含む ICT を活用した学びの在り方について

(1) 基本的な考え方

- 学校教育における ICT の活用にあたっては、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科等において育成すべき資質・能力等を把握した活用になっているのか、特に「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善にどのように生かされるのか、実践を深めていくことが重要である。
- その上で、ICT の活用により、従来はなかなか伸ばせなかった資質・能力の育成を図ることや、特に知識の習得に関して今までの教育では適応的でなかった児童生徒の一部に効果を発揮することや、特別な支援を要する子供にとっては ICT の活用が将来の社会参画を促進し、生涯にわたって生活の質（Quality Of Life : QOL）を大きく向上させることを考慮するとともに、ICT を活用することで現実の社会で行われているようなやり方で子供たちも学ぶことで、学校教育を現代化することが必要である。
- なお、これからの学校教育を支える基盤的なツールとして、ICT は必要不可欠なものであり、1人1台の端末環境を活かし、端末を日常的に活用していく必要があるが、教育効果を考えながら ICT を活用することが重要であり、ICT を活用することのみが目的化しないようにするとともに、旧来型の学習観に基づく機械的なドリル学習等に偏った ICT の活用に陥らないように注意すること、ICT の活用により空間的・時間的制約を緩和することで、空間や時間を共有することで得られるものが失われる危険に留意し、その活用方法について教師と児童生徒との具体的関係の中でしっかりと見極めることが必要である。
- また、今般の新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒への遠隔・オンライン教育等の成果や課題については、今後、検証を進める必要があるが、様々な学習コンテンツを利用することで多様な学習ができる、教師と児童生徒や保護者が ICT を活用しつながら心身の健康状態や学習状況の把握が可能になるなどの成果が見られたほか、学校間や関係機関間での連携においても活用

⁸¹ 文部科学省「令和元年度幼児教育実態調査」によると、令和元年度の日本国籍を持たない外国人幼児数は全国で 10,710 人となっている。また、外国人幼児の保護者に対する支援の取組を実施している都道府県は 12 都道府県（25.5%）、市町村は 288 市町村（16.8%）となっている。

が進められたところである。

- AI 技術が高度に発達する Society5.0 時代にこそ、教師による対面指導や児童生徒同士による学び合い、地域社会での多様な学習体験の重要性がより一層高まっていくものである。ICT も活用しながら、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要である。このため、教師には、ICT を活用しながら、児童生徒の対話的、協働的な学びを実現し、多様な他者と共に問題の発見や解決に挑む資質・能力を育成することが求められる。

- 今後は、対面指導の重要性、遠隔・オンライン教育等の実践で明らかになる成果や課題を踏まえ、発達の段階に応じて、ICT を活用しつつ、教師が対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育とを使いこなす（ハイブリッド化）ことで個別最適な学びと、協働的な学びを展開することが必要である。

その際、憲法や教育基本法に基づき、全ての児童生徒に対し、社会において自立的に生きる基礎や国家や社会の形成者としての基本的な資質を養うことを目的とする義務教育と、義務教育の基礎の上に高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする高等学校における教育の違いや、教師の負担増にも留意する必要がある。

- また、今般の新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業は、これまでも存在していた問題を顕在化させたという指摘もあり、臨時休業前から学校再開後の児童生徒の状況の変化を分析した上で、社会的・経済的条件の不利が、子供たちの学習の格差につながらないよう、自然災害時でも子供たちの学習を継続するための取組などを進める必要がある⁸²。その際、社会的・経済的条件に恵まれない子供にとって、安全・安心な居場所、セーフティネットとしての学校の役割はより一層重要であることに留意すべきである。

（２）ICT の活用や、対面指導と遠隔・オンライン教育とのハイブリッド化による指導の充実

①学習履歴（スタディ・ログ）など教育データを活用した個別最適な学びの充実

- 学習履歴（スタディ・ログ）⁸³をはじめとした様々な教育データを蓄積・分析・活用することにより、児童生徒自身の振り返りにつながる学習成果の可視化がなされるほか、教師に対しては個々の児童生徒の学習状況が情報集約されて提供され、これ

⁸² 国連児童基金（ユニセフ）、国連教育科学文化機関（ユネスコ）、世界食糧計画（国連 WFP）、世界銀行は、新型コロナウイルスの感染拡大への対応として教育施設が広く閉鎖されたことで、子供たちにとって教育と健康に前例のないリスクが生じていると警鐘を鳴らしている。（UNICE, UNESCO, the World Bank, the World Food Programme 「Framework for reopening schools」 （令和 2（2020）年 4 月））

⁸³ 個人ごとの学習等に関する記録やデータの総称（例：学習記録、成果物の記録、成績・評価情報など）。

らのデータをもとにしたきめ細かい指導や学習評価が可能となる。また、一人一人の児童生徒の状況を多面的に確認し、学習指導、生徒指導、学級経営、学校運営など教育活動の各場面において、一人一人の力を最大限引き出すためのきめ細かい支援が可能となる。

このため、教育データ利活用の基盤となるデータ標準化⁸⁴等の取組を加速しつつ、個々の児童生徒の知識・技能等に関する学習計画及び学習履歴（スタディ・ログ）等の ICT を活用した PDCA サイクルの改善を図ることなどにより、全ての子供たちの可能性を引き出すよう、個々の状況に応じたきめ細かい指導や学習評価の充実や、学習の改善を図ることが必要である。また、全国の学校で CBT⁸⁵を活用したオンラインでの学習診断などができるプラットフォームを構築するとともに、先端技術の持つ強みを最大限生かし、学校現場で効果的に活用できるよう、効果や留意点、活用事例等を整理・周知する必要がある。

② 全国的な学力調査の CBT 化の検討

- GIGA スクール構想や国際的な学力調査の CBT による実施の流れ⁸⁶を踏まえ、全国学力・学習状況調査の CBT 化について専門的・技術的な観点から検討を行うとともに、小規模から試行・検証に取り組み、課題の解決を図りつつ、段階的に規模・内容を拡張・充実させていくことが必要である。

③ 教師の対面指導と遠隔授業等を融合した授業づくり

- 児童生徒の学習活動の質を高めるため、学校の授業時間内において、教師による対面指導に加え、目的に応じ遠隔授業やオンデマンドの動画教材等を取り入れた授業モデルを展開するべきである。

④ 高等学校における遠隔授業の活用

- 高等学校における同時双方向型の遠隔授業の実施について、単位数の算定、対面により行う授業の実施などの要件の見直しを行い、教師による対面指導と遠隔授業を融合させた柔軟な授業方法を可能とし、多様かつ高度な学習機会の充実を図るべきである。

⁸⁴ サービス・媒体によらず相互に教育データの交換・蓄積・分析が可能となるよう、収集するデータの内容の規格と技術的な規格を揃えること（例：学習指導要領のコード化）。

⁸⁵ CBT（Computer Based Testing）とは、コンピュータ使用型調査のこと。

⁸⁶ PISA（OECD 生徒の学習到達度調査）は、2015 年調査より従来の PBT（Paper Based Testing）から CBT（Computer Based Testing）に移行している。また、TIMSS（国際数学・理科教育動向調査）は、2019 年調査より従来の PBT に加え、CBT が一部導入され、2023 年調査で完全移行することが予定されている。

⑤デジタル教科書・教材の普及促進

- ICT を活用した取組の促進と併せて、学習者用デジタル教科書⁸⁷についても普及促進を図ることが重要である。このため、学習者用デジタル教科書の今後の在り方等について、その効果・影響等について検証しつつ、使用の基準や教材との連携の在り方も含め、学びの充実の観点から検討を行うことが必要である。また、当該検討結果を踏まえた本格的な導入が見込まれる令和6年度の小学校用教科書の改訂までの間においても、学習者用デジタル教科書・教材の学校現場における使用が着実に進むよう普及促進を図る必要がある。

⑥児童生徒の特性に応じたきめ細かな対応

- 不登校児童生徒、障害のある児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒について、学校間、保護者、関係機関と児童生徒の状況を共有し、支援しやすい環境を構築するため、統合型校務支援システムの活用や帳票の共通化などを通じ、個別の支援計画等の作成及び電子化を進めることが必要である。
- また、こうした児童生徒の理解度や特性に応じた学習活動を進めるため、教師やスクールカウンセラー等による遠隔技術等を用いた相談・指導の実施や ICT を活用した学習支援、デジタル教材等の活用を図るべきである。
- さらに、障害のある児童生徒については、ICT を活用した学習支援と対面指導や教師を派遣する形を組み合わせた訪問教育を受ける子供の学習機会を充実すること、遠隔技術を活用した自立活動の支援について実践的に研究を進めることが必要である。加えて、障害のある児童生徒への指導に活用されている音声読み上げやルビ振り等の機能を持つ学習者用デジタル教科書の活用を促すことも必要である。

⑦ICT 人材の確保

- ICT を活用した学びを充実するため、その技術や活用に知見を有する GIGA スクールサポーター⁸⁸、ICT 支援員⁸⁹といった ICT 人材の確保を促進するべきである。その際、企業や大学とも連携し、地方公共団体が ICT 人材を確保しやすい仕組みを構築す

⁸⁷ 紙の教科書の内容の全部（電磁的記録に記録することによって変更が必要となる内容を除く。）をそのまま記録した電磁的記録である教材。学校教育法等の一部改正（平成30年法律第39号）により、平成31（2019）年4月より、紙の教科書を主たる教材として使用することを基本としつつ、文部科学大臣の定める範囲で、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用することが可能となった。

⁸⁸ GIGA スクールサポーターは、急速な学校 ICT 化を進める地方公共団体等を支援するため、学校における ICT 環境整備の設計や仕様マニュアル（ルール）の作成などを行う。

⁸⁹ ICT 支援員は、学校における教員の ICT 活用（例えば、授業、校務、教員研修等の場面）をサポートすることにより、ICT を活用した授業等を教師がスムーズに行うための支援を行う。

るとともに、地方公共団体の ICT 人材の確保や遠隔によるサポートも含めた活用の事例を収集して全国に展開することが必要である。

- また、事務職員についても、ICT を活用した教育活動に積極的に参画できるよう、ICT に関する研修等の充実を図ることが重要である。
- さらに、教育委員会において、外部人材の活用も含めて ICT に関する専門性を有した人材の意思決定を伴う立場への配置を促進するとともに、ICT 環境整備（セキュリティ含む）に関する計画策定、ICT を活用した効果的な指導方法等について助言・支援を行う ICT 活用教育アドバイザーの活用を推進する必要がある。

（３）特例的な措置や実証的な取組等

①臨時休業時等に学校と児童生徒等の関係を継続し学びを保障するための取組

- 新型コロナウイルス感染症を含む様々な感染症や自然災害等により、臨時休業等が行われるなど、児童生徒等がやむを得ず登校できない場合においても、学校と児童生徒等の関係を継続し、心のケアや虐待の防止を図るとともに、学校の教育活動を継続し、児童生徒等の学びの保障を着実に実施するために、制度的な措置等について検討・整理することが必要である。

②学校で学びたくても学べない児童生徒への遠隔・オンライン教育の活用

- 学校で学びたくても学べない児童生徒（病気療養、不登校など）に対し、遠隔・オンライン教育を活用した学習について出席扱いとする制度や、学習の成果を評価に反映することのできる制度の活用促進に向けて、好事例を周知し、学校外での学習活動の適切な把握を進めるとともに、制度の利用状況を分析し、より適切な方策を検討するべきである。

③個々の才能を存分に伸ばせる高度な学びの機会など新たな学びへの対応

- 遠隔・オンライン教育も活用した、日本や外国の大学や研究機関、企業等をはじめとした社会の多様な人材・リソースなどを活用することで、最先端のアカデミックな知見を用いた特定分野に特異な才能を持つ児童生徒に対する指導について、実証的な研究開発を進めることが必要である。
- 義務教育段階において、ICT の活用等による効果的・効率的な学習と、探究的な学習の充実を組み合わせるなど、カリキュラム・マネジメントに係る学校裁量の幅の拡大の一環として、教科等の特質を踏まえつつ、教科等毎の授業時数の配分について一

定の弾力化が可能となる制度を設けるべきである。

- また、特別な配慮を必要とする児童生徒に関して特別の教育課程を編成し、多様なメディアを効果的に活用し遠隔教育を行うこと（やむを得ず学校に登校することができない児童生徒については、学校外における受講も認めること）について、特例的な措置を講じ、対面指導と遠隔教育とを最適に組み合わせた指導方法の研究開発に向けた実証研究を実施するべきである。
- 高等学校段階において、多様なメディアを効果的に活用し、生徒の実情に応じて家庭における同時双方向型のオンライン学習を授業の一部として特例的に認めることにより、対面指導と遠隔・オンライン教育とのハイブリッド化を図る取組を検討することが必要である。

7. 新時代の学びを支える環境整備について

（１）基本的な考え方

- Society5.0 時代の到来など子供たちを取り巻く環境が大きく変化する中で、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びを実現し、教育の質の向上を図る必要がある。また、今般の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえれば、新たな感染症や災害の発生等の緊急時にあっても全ての子供たちの学びを保障する環境を整備することが喫緊の課題である。これらを踏まえ、「GIGA スクール構想」の実現を前提とした新しい時代の学びを支える学校教育の環境整備を図ることが必要である。

（２）新時代の学びを支える教室環境等の整備

- 情報端末・教科書・ノート等の教材・教具を常時活用できる教室用机（新 JIS 規格⁹⁰）、情報端末の充電保管庫等の整備や遠隔会議システムの導入など、「１人１台端末」や遠隔・オンライン教育に適合した教室環境や教師のための ICT 環境の整備を図るとともに、特別教室等への空調設備の設置促進など「新しい生活様式」も踏まえ健やかに学習できる衛生環境の整備やバリアフリー化を図ることが必要である。

（３）新時代の学びを支える指導体制等の計画的な整備

- 義務教育 9 年間を見通しつつ、学習履歴（スタディ・ログ）の蓄積・分析・利活用をはじめ、「１人１台端末」の効果的な活用等による児童生徒一人一人の特性・学習定着

⁹⁰ 新 JIS 規格とは、平成 11（1999）年に改正された「日本産業規格学校用家具－教室用机・椅子（JIS S 1021）」の通称。多様な教材などに対応できるよう机面の寸法を広げる、多様な学習形態に対応できるよう机面の大きさに自由度を設けるなどの改正が行われている。

度等に応じたきめ細かな指導の充実や、「新しい生活様式」を踏まえた身体的距離の確保に向けて、教室等の実態に応じて少人数編成を可能とするなど、少人数によるきめ細かな指導体制や小学校高学年からの教科担任制の在り方等の検討を進め、教師の人材確保を含め、新時代の学びを支える指導体制や必要な施設・設備の計画的な整備を図るべきである。その際、施設整備については、学校施設の長寿命化計画（個別施設計画⁹¹）を適宜見直しながら戦略的に行われることが重要となる。

（４）学校健康診断の電子化と生涯にわたる健康の保持増進への活用

- Society5.0の時代を迎えて、学齢期の健康診断及びその結果情報については、個人情報保護や情報セキュリティに配慮しつつ、迅速に電子化すべきである。このことは、心身の状況の変化への学校における早期の気づきやエビデンスに基づく個別最適な指導・支援の充実、学校段階間の指導・支援の継続に有効であるとともに、働き方改革にも資するものである。

また、政府全体の取組として進められているPHR⁹²の一環として、他の健診情報とつなげることにより、人生100年時代といわれる今日、児童生徒が生涯にわたって本人自身の健康づくりや医療機関受診時の円滑なコミュニケーション等に活用できる基盤となるものである。

8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について

（１）基本的な考え方

- 我が国では、少子高齢化が急速に進展した結果、平成20（2008）年をピークに総人口が減少に転じ、15歳から64歳の生産年齢人口は平成29（2017）年の7,596万人（総人口に占める割合は60.0%）が令和22（2040）年には5,978万人（53.9%）と減少することが推計されている³⁰。
- また、公立小中学校に目を向けると、令和元（2019）年度を起点とした過去10年間の状況では、学校数が10%（3,215校）減少するとともに、児童生徒数も10.2%（1,044,674人）減少し、一市町村一小学校一中学校等という市町村が233団体（13.3%）となり、学校教育の維持が困難となる可能性も高まっている。その一方で、同期間において、交通網の整備などによる住宅開発等に伴い、児童生徒数の急激な増加が課題とな

⁹¹ 「個別施設毎の長寿命化計画」の略称。国と地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため策定された「インフラ長寿命化基本計画」（平成25（2013）年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）等に基づき、効率的・効果的な老朽施設の再生によるトータルコストの縮減や予算の平準化等を目的として、各インフラ管理者が策定する計画。

⁹² PHR（Personal Health Record）とは、生まれてから学校、職場など生涯にわたる個人の健康等情報をマイナポータル等を用いて電子記録として本人や家族が正確に把握するための仕組み。

っている地域も存在する⁹³。

- このように、子供たちを取り巻く状況が変化しても、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現することが必要であり、持続的で魅力ある学校教育が実施できるよう、学校の配置やその施設の維持管理、学校間の連携の在り方について検討していくことが必要である。

（２）児童生徒の減少による学校規模の小規模化を踏まえた学校運営

①公立小中学校等の適正規模・適正配置等について

- 学校規模適正化の検討は、児童生徒の教育環境をより良くする目的で行うべきものであり、学校統合を行うか、学校を残しつつ小規模校の良さを活かした学校作りを行うかなど、活力ある学校作りをどのように推進するかは、地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づく各設置者の主体的判断となる。その際、教育部局だけでなく、財政部局をはじめ公共施設所管部局や都市計画部局など、首長部局と分野横断的な検討体制を構築することが重要であり、教育振興基本計画や個別施設計画への反映、新たな分野横断の実行計画の策定などにより、教育環境の向上とコストの最適化を図ることが必要である。
- 統合等による学校・学級規模の確保については、義務教育学校化を含む地方公共団体内部での統合のほか、分校を活用することで低学年中学年は地域に身近な分校に、高学年はスクールバス等により本校に通う方法、近隣の地方公共団体との組合立学校の設置など、地域の実情に応じた様々な選択肢が考えられる。その際、小規模校において児童生徒が切磋琢磨し協働する環境整備の観点や小学校高学年からの教科担任制の導入も踏まえ、複数の学校（学校群）が連携して専科指導の充実を図る取組を継続的に支援する必要がある。
- 他方、地理的要因や地域事情により学校存続を選択した地方公共団体においては、少人数を活かしたきめ細かな指導の充実、ICTを活用した遠隔合同授業等の取組により、小規模校のメリットを最大化し、そのデメリットを最小化することで、教育の魅力化・充実を行うことが必要である。
- また、児童生徒数の急増が課題となっている地域においては、分離新設・増築や施設転用、教員配置等による課題の解消に取り組むことが求められている。

②義務教育学校制度の活用等による小中一貫教育の推進

⁹³ 平成20（2008）年から令和元（2019）年の間に、31学級以上の公立小学校が327校から588校に増加、31学級以上の公立中学校が228校から300校に増加している（文部科学省「学校基本調査」）。

- 平成 27（2015）年の学校教育法の改正等により小中一貫教育が制度化⁹⁴され、義務教育学校制度により教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性を確保した取組が容易になるなど、全ての教職員が義務教育 9 年間に責任を持って教育活動を行う小中一貫教育の取組を継続的・安定的に実施できる制度的基盤が整備された。小学校高学年からの教科担任制の導入も踏まえ、優良事例の発掘や横展開を行うとともに、引き続き義務教育 9 年間を見通した教育課程編成を可能とする学校の裁量拡大を検討するなど、小中一貫教育を推進していくことが必要である。

③中山間地域や離島などに立地する学校における教育資源の活用・共有

- 中山間地域や離島などの地域に立地する小規模な学校においては、自校の教育資源に限りがあり、単独で児童生徒の多様なニーズの全てに対応することは困難であることから、「自前主義」からの脱却を図る必要がある。
- 例えば、義務教育段階においては、山間・へき地や、小規模校などの学校で児童生徒間の多様な交流や専門家による対面での指導が困難な場合に、遠隔授業を積極的に活用することにより、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組む機会の充実を図り、また、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る必要がある。
- また、高等学校段階においては、中山間地域や離島などの地域に立地する複数の高等学校を含めたネットワークを構築し、遠隔授業を実施するなど、ICT も活用してそれぞれが強みを有する科目を選択的に履修することを可能とし、様々な教育資源を活用することによって、小規模校単独ではなし得ない教育活動を行うことが求められている。こうした取組を可能とするため、学校間連携の見直しや遠隔授業の推進を図り、複数の学校による連携・協働体制を整備するための制度的・財政的措置を講じることが必要である。

（３）地域の実態に応じた公的ストックの最適化の観点からの施設整備の促進

- 今後の学校施設は、学習指導要領を踏まえた多様な学習活動へ対応するとともに、気候変動等の影響により激甚化・頻発化する自然災害に的確に対応する必要がある。そのため、耐震化や老朽化対策、防災機能強化などを通じて、子供たちの生命を守り、地域の避難所としての安全・安心な教育環境の整備が求められることに加え、当該施設を利用する多様な人々の多様な活動に対応するものとして、また、社会環境等の変化に対応できるものとして、柔軟性・可変性にも配慮する必要がある。

⁹⁴ 学校教育法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 46 号）

- 一方で、学校施設の実態を見ると、第2次ベビーブーム世代の増加に伴って建設された多くの施設が一斉に老朽化⁹⁵し更新時期を迎えており、少子高齢化・人口減少が進む中、各施設に必要な機能を維持するため、都市部、地方にかかわらず全ての設置者において個別施設計画を策定し、限られた財源の中で戦略的に学校施設の整備を進めることが重要である。
- このため、各設置者は、児童生徒の多様なニーズに応じた施設機能の高機能化・多機能化や避難所としての防災機能強化を図りつつ、地域の実態に応じて、小中一貫教育の導入や学校施設の適正規模・適正配置の推進、財政負担の軽減等にもつながる長寿命化改良、地域コミュニティ拠点形成等の観点から他の公共施設との複合化・共用化など、計画的・効率的な施設整備を進める必要がある。これらを促進するため、国は、当該地方公共団体の財政状況、個別施設計画の策定状況等を踏まえ、支援の充実を図ることが必要である。
- あわせて、こうした整備の方針については、全ての設置者が今年度末までに策定する個別施設計画に適時反映していくことが重要となる。

9. Society5.0 時代における教師及び教員組織の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 教師に求められる資質能力は、これまでの答申等（中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（平成 27（2015）年 12 月 21 日）等）においても繰り返し提言されてきたところであり、例えば、使命感や責任感、教育的愛情、教科や教職に関する専門的知識、実践的指導力、総合的人間力、コミュニケーション能力などが挙げられている。
- 時代の変化に対応して求められる資質能力として、近年では、AI やロボティクス、ビッグデータ、IoT といった技術が発展した Society 5.0 時代の到来による情報活用能力等が挙げられ、特に、学習履歴（スタディ・ログ）の利活用など、教師のデータリテラシーの向上が一層必要となってくると考えられる。時代が今後どのようなものになっていくのかは予測困難であるが、少なくとも考えられるのは、様々な分野で予測のできない非連続的な変化が起こっていくことであり、そうした社会に対して教師や学校は、変化に背を向けるのではなく、訪れる変化を前向きに受け止めていくことが必要である。特に、GIGA スクール構想の加速により、児童生徒「1 人 1 台端末」の教育環境が実現することで、教師が ICT を活用しながら、児童生徒の個別最適な学びと、協働的な学びを実現していくことが重要である。

⁹⁵ 建築後 25 年以上を経過した建物が全保有面積の 78.6%を占めている状況（文部科学省「公立学校施設の実態調査」（令和元（2019）年度））

- 教師が、時代の変化に対応して求められる資質・能力を身に付けるためには、個々の教師が養成段階に身に付けた知識・技能だけで教職生涯を過ごすのではなく、求められる知識・技能が変わっていくことを意識して、継続的に新しい知識・技能を学び続けていくことが必要である。
- その際、例えば、学び続ける教師としての資質・能力の高度化を担う教職大学院が、教員養成協議会等を通じて各都道府県等教育委員会等と連携しながら、「理論と実践の往還」の手法を通じて、新たな教育課題や最新の教育改革の動向に対応できる実践力を育成する役割を担うことも大いに期待される。
- また、学校も、同じ背景、経験、知識・技能をもった均一な集団ではなく、より多様な知識・経験を持つ人材との連携を強化し、さらに当該人材を組織内に取り入れることにより、社会のニーズに対応しつつ、高い教育力を持つ組織となることが必要である。

(2) 教師の ICT 活用指導力の向上方策

- 教師は、学校の授業において、児童生徒の知識・技能だけでなく、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を育成するために、主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善を進めていくことや、日々の授業の中で児童生徒の学習状況を把握し、一人一人にとって最も有効な手立てとは何かを考え、児童生徒を褒めたり励ましたりしながら、児童生徒の学習改善に繋げることが期待されていることから、Society5.0 時代の到来や学校現場における ICT 環境の整備が進んだとしても、教師としての基本的な役割が変わるものではないと考えられる。
- ICT 環境の整備は、児童生徒に対してより良い教育的効果をもたらすものであり、ICT の活用を通じた質の高い学習活動を実施するため、教師が地域の ICT 環境の整備状況等に応じて、それらを活用した指導力の向上に努めることは重要である。
- 既に、教員養成段階においては、平成 28（2016）年 11 月の教育職員免許法の改正及び平成 29（2017）年 11 月の教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）の改正により、各教科の指導法に情報機器及び教材の活用が新しく追加されることとなり、平成 31（2019）年 4 月から当該内容が盛り込まれた教職課程が始まっている。
- こうした教職課程の各教科の指導法などの授業において、学生が ICT 活用指導力を確実に身に付けることができるように、教員養成部会においては、例えば、国において作成された、学校における ICT を活用した学習場面や各教科等の指導における ICT 活用に係る動画コンテンツを、大学が授業等において活用するよう促している。また、各大学が、例えば、現職の全ての教師に求められる ICT 活用に係る基本的な資質・能力を示し

た「教員の ICT 活用指導力チェックリスト」等を活用して、大学の個々の授業科目のどの部分でこれらの資質・能力が身に付けられるのかを自主的に検証することを促している。

- 今後、大学のこうした取組状況に関するフォローアップ等を通じて、大学が実践的な内容の授業を確実に実施できる仕組みを構築することが求められる。
- また、現職教師に対しても、ICT 活用指導力の更なる向上を図る必要がある。平成 28（2016）年の教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）の改正により、教師のキャリアステージごとに、都道府県教育委員会等が育成を目指す教師の資質能力の指標を定めるとともに、それに基づいて研修計画を策定することとされている。そのため、都道府県教育委員会等が定めているこの育成指標において、ICT 活用指導力を明確化すること等を通じて、都道府県教育委員会等の研修がより体系的かつ効果的に実施されるようにすることが望まれる。その際、時間、場所を選ばず教師が一人でも実施できるよう、国は、オンライン教員研修プログラムを含む、研修コンテンツの提供や都道府県等における研修の更なる充実を促すべきである。
- こうした都道府県教育委員会等における教員研修に当たっては、教師の養成を担う大学と積極的に連携し、養成段階と採用後の段階を通じた取組が促進されることが期待される。
- なお、教師の ICT 活用指導力の向上と併せて、ICT 活用指導力に限らず、教師として求められる全ての資質能力の向上に大きな役割を果たしている教員研修等についても、その実施にあたって、ICT 機器を積極的に用いることやオンラインで実施することも含め、より効果的な実施手法が求められる。

（３）多様な知識・経験を有する外部人材による教員組織の構成等

- 学校の教職員組織は、同じ様な背景、経験、知識・技能をもった均一な集団ではなく、より多様な知識・経験を持つ人材との関わりを常に持ち続ける組織や、当該人材を取り入れた組織であることが、絶えず変化していく学校や社会のニーズに対応していく上で望ましい。特に Society5.0 時代の到来など、学校は多種多様な変化にも適切に対応していく必要があり、均一的かつ硬直的な教員組織ではなく、多様性と柔軟性を備えた組織であることが望まれる。
- また、令和 2（2020）年度から順次実施される新しい学習指導要領においては、「社会に開かれた教育課程」が掲げられており、教育課程の実施に当たっては、地域の人的資源等を活用し、学校教育を学校内に閉じずに社会と連携しながら実現することが求められている。

- 令和2（2020）年度からは、社会教育主事の資格取得に係る社会教育主事講習の修了証書を授与された者又は社会教育主事養成課程の修了者が、社会の多様な分野における学習活動でも広く活用されるよう、社会教育士と称することができることとする制度改正がなされている⁹⁶。教師が社会教育士の称号を取得し、地域の教育資源を有効に活用して、「社会に開かれた教育課程」をより効果的に実現する学校教育活動を行うことや、公民館主事や地域学校協働活動推進員等が社会教育士の称号を取得し、学校と連携して魅力的な教育活動を企画・実施することなど、様々な場面での活用が考えられる。
- 学校外部の人材を活用していくに当たっては、学校現場に参画するために様々なルートを確認しつつ、学校側のニーズや学校で働くことを希望する者のニーズに対応して、最適なルートを今まで以上に活用しやすくすることで、多様な人材が参画できる柔軟な教員組織を構築していくことが必要である。
- そのため、普通免許状の取得については、教職特別課程において、免許状の取得に必要な「教科に関する科目」と「教職に関する科目」のうち、「教科に関する科目」を既に修得している者を対象に、「教職に関する科目」として「各教科の指導法や教育の基礎的理解に関する科目」、「教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」等を1年で修得することができる課程として開設できるとされているが、現在は修業年限が1年と定められ、社会人等の勤務と学修時間の確保を両立することが困難な状況である。より柔軟な履修を可能とし、教職特別課程の制度の活用を促す観点から、1年と定められている修業年限を、例えば1年以上などと弾力化することが求められる。
- また、普通免許状を有しない者が学校現場に参画する仕組みとして、特別免許状の制度⁹⁷があり、特別免許状の授与を受けた社会人等の職の安定性を確保するために、その有効期間が段階的に引き延ばされ、現在は普通免許状と同様に10年で更新可能とされている。
- 一方で、特別免許状の有効期間が一律に10年と比較的長期に設定されていることが、応募側と採用側のマッチングの支障となっている場合もあると思われる。近年、特別免許状については一定の活用が行われているものの、多様な人材が参画できる柔軟な教員組織を構築していくために、従来の特別免許状とは別に、より短期の有効期間で柔軟に活用することが可能な教諭の免許状を授与できるようにすることが考えられる。

⁹⁶ 「社会教育士」とは、社会教育主事講習等の学習成果が、教育委員会事務局や首長部局、企業、NPO等の社会教育に携わる多様な主体の中で広く活用され、連携・協働して人づくりや地域づくりに活躍していくことを図るため、法令に基づき令和2（2020）年4月に新設された称号。

⁹⁷ 教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教師として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与権者である教育委員会が行う教育職員検定により学校種及び教科毎に授与する免許状のこと。

（４）教員免許更新制の実質化について

- 教員免許更新制は、教師として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識・技能を身に付けることで、教師が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目的としているが、これまで、採用権者が実施する研修との重複などの負担感が課題として指摘されてきた。
- また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの現職教員が、免許状更新講習が数多く開講されている長期休業期間中も含め、子供たちの学びの保障に注力しなければならない状況が生じている。さらに、通常時とは異なる業務の発生も考慮した人的体制を迅速に構築することが求められている⁹⁸。
- ふさわしい資質を備えた教師を、必要な人数教育現場に確保するということの重要性は、将来にわたって変化するものではない。今後も同様の事態が生じうるという認識に立ちつつ、教員免許更新制が現下の情勢において、子供たちの学びの保障に注力する教師や迅速な人的体制の確保に及ぼす影響の分析を行う必要がある。
- あわせて、今回の事態も契機として、教師の勤務の長時間化や教師不足の深刻化といった近年指摘されている課題との関係も視野に入れつつ、例えば、教員免許更新制そのものの成果や、現在の研修の状況など、教員免許更新制や研修をめぐる制度に関してより包括的な検証を進めることにより、将来にわたり必要な教師数の確保とその資質能力の確保が両立できるような在り方を総合的に検討していくことが必要である。

（５）教師の人材確保

- 近年、採用倍率の低下や教師不足の深刻化など、必要な教師の確保に苦慮する例が生じており、教育の仕事に意欲を持つより多くの志望者の確保等が求められている。
- 教師は、ICT等を駆使し、子供たちの個別最適な学びと、協働的な学びをつくり出すことのできる創造的で魅力ある仕事である。こうした教職の魅力についても、適切に認識される必要がある。
- 教師が教師でなければできない業務に全力投球でき、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができる環境を作っていくために、国・教育委員会・学校がそれぞれの立場において、学校における働き方改革について、あらゆる手立てを尽くして取組を進めていくことが重要である。

⁹⁸ 土曜日に授業を行う場合や学級を複数グループに分けて指導を行うなど、通常時とは異なる業務の発生も考慮した人的体制を確保する必要から、加配教員や学習指導員の配置（退職教師等の活用を含む）などを迅速に行うことが求められている。

- 教職を志した学生を，民間企業等に流出させることなく，着実に確保していくためには，例えば，早い段階から教職の魅力を発信する取組を促進することや全国で実施されている学校における働き方改革の取組や教職の魅力向上策を国として収集・発信すること等が必要である。また，民間企業等に就職した社会人等を対象として，教職に就くための効果的な情報発信等を行うことも考えられる。
- 教師の採用にあたっては，受験年齢制限の緩和や特別免許状を活用した特別選考を進めること等により，多様な知識・経験を有する外部人材を活用することも必要である。その際，採用倍率が非常に高く教員免許状を持つものの教職への道を諦めざるを得なかった就職氷河期世代等が円滑に学校教育に参画できる環境を整備することも考えられる。また，学習指導要領の改訂等を踏まえ，小学校中学年で外国語活動及び高学年での外国語科の導入や，情報教育の推進等の近年の学校を取り巻く課題に対応した採用を進める必要がある。
- 公立学校における教師の年齢構成は不均衡が生じており，近年，大量退職に伴い採用者数を増加させた教育委員会において採用倍率の低下が生じている傾向にある。そのため，例えば，高い採用倍率を維持している教育委員会の要因を地域特性等も踏まえつつ分析・共有すること等により，中長期的視野から退職者数や児童生徒数の推移等を的確に踏まえた計画的な採用・人事を進めることが考えられる。